

# Environmental Management System

## 令和3年度佐賀市環境 マネジメントシステム 実績報告書

(令和2年4月～令和3年3月)

環境政策課

2021.8.30

佐賀市

# 環 境 方 針

(基本方針)

1. 地球温暖化を防止するまち さが

市役所自身が環境負荷の低減に取り組むとともに、市民、事業者等に対して、省エネルギー行動の実践、再生可能エネルギーや新たな資源の活用など、環境負荷を減らすことができる取り組みの普及を積極的に推進することで、地球温暖化防止への貢献を目指します。

2. 資源を活かす循環のまち さが

廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進など、佐賀市全体でごみ問題の解決を図り、循環型社会の構築を目指します。

3. 水とみどりがあふれるまち さが

地域の自然・生物多様性を保全し、快適な親水空間・みどり空間の創出等を推進することにより、自然環境と人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりを目指します。

4. 安全で快適な生活環境のまち さが

市民、事業者等に対する生活環境への配慮意識の啓発、水道水の安定供給や生活排水の適正処理等を実施することにより、安全で快適な生活環境の向上を目指します。

(佐賀市の望ましい環境像)

『守り、育み、未来をつくるトンボ飛び交うまち さが』

平成27年12月10日

佐賀市長

秀島敏行

## 1. はじめに

佐賀市は、山から海までつながる水とみどりにあふれる豊かな自然環境が広がっています。豊かな自然は多様な生態系を形成し、様々な自然の恵みをもたらすことで、私たちの生活を支えています。

しかしながら、今日の社会では、物の豊かさや利便性を追求し、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返してきたことで、地球温暖化問題をはじめ、大気や水の環境汚染、自然破壊による生物種の絶滅、ごみ問題といった、私たちの生活を脅かす深刻な問題が起きています。

そこで、佐賀市は、すばらしい自然や歴史・文化が残る環境を、守り、育み、未来の子どもたちへ引き継いでいくために、自らの環境負荷を減らすことはもとより、市民、事業者等に環境保全に関する様々な普及・啓発活動を行い、実践を促します。環境施策をより計画的、効果的かつ確実に展開していくために、環境マネジメントシステムを構築し、進捗管理を行っており、平成14年3月1日には、旧佐賀市（現在の本庁）で環境に関する国際規格であるISO14001を認証取得し取り組みを進めてきました。平成22年度からは、佐賀市独自の環境マネジメントシステムである「佐賀市環境マネジメントシステム」の運用を開始し、今後一層、環境への取り組みを進めていきます。

今回の報告書は、令和2年度の取り組み状況を取りまとめ、市民の皆様へ報告するものです。

### ■これまでの経緯

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 平成13年4月  | 市長によるキックオフ宣言                |
| 平成13年10月 | システムの運用開始                   |
| 平成14年3月  | 佐賀市（旧佐賀市）がISO14001の認証を取得    |
| 平成15年3月  | 水道局、交通局、本庄幼稚園までシステム対象範囲を拡大  |
| 平成17年10月 | 市町村合併 新市の環境方針を策定            |
| 平成18年10月 | 諸富・大和・富士・三瀬支所がシステムを運用開始     |
| 平成20年10月 | 川副・東与賀・久保田支所がシステムを運用開始      |
| 平成21年4月  | 衛生センターがシステムを運用開始            |
| 平成22年2月  | 佐賀市が環境都市を宣言                 |
| 平成22年4月  | 佐賀市環境マネジメントシステムによる運用開始      |
| 平成27年12月 | 第2次佐賀市環境基本計画の策定に伴う環境方針の見直し  |
| 平成28年7月  | 第2次佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定 |

■ システム対象範囲

佐賀市環境マネジメントシステムは、佐賀市役所におけるすべての事務・事業及び活動を対象としています。

令和2年度の環境マネジメントシステムの主な適用範囲は以下のとおりです。

| 部門       | エネルギー管理施設等（主なもの）                        |
|----------|---|
| 総務部      | 本庁舎 大財別館 アイスクエアビル 消防格納庫                 |
| 企画調整部    | 旧枝梅酒造 さが藻類産業研究開発センター                    |
| 経済部      | エスプラッツ白山 歴史民俗館 佐賀バルーンミュージアム やまびこの湯      |
| 農林水産部    | 四季のめぐみ館 排水機場                            |
| 建設部      | 公園・遊園 施設管理センター 佐賀駅前広場 放置自転車等保管所         |
| 環境部      | 佐賀市清掃工場 最終処分場 清掃工場南部中継所 衛生センター          |
| 市民生活部    | 斎場 交通公園 隣保館 同和教育集会所 田代ふれあいセンター          |
| 保健福祉部    | ほほえみ館 保健センター 老人福祉センター 三瀬診療所             |
| 子育て支援部   | 児童クラブ 児童センター 幼稚園・保育所                    |
| 地域振興部    | 公民館 コミュニティセンター 健康運動センター スポーツ施設          |
| 教育部      | 小中学校 給食センター 文化財資料館 青少年センター 図書館          |
| 各種委員会    | （管理施設なし）                                |
| 諸富支所     | 諸富支所庁舎 産業振興会館                           |
| 大和支所     | 大和支所庁舎 そよかぜ館 川上排水機場                     |
| 富士支所     | 富士支所庁舎 泉源                               |
| 三瀬支所     | 三瀬支所庁舎 体験農園施設                           |
| 川副支所     | 川副支所庁舎 排水機場                             |
| 東与賀支所    | 東与賀支所庁舎 シチメンソウの里休憩所 排水機場                |
| 久保田支所    | 久保田支所庁舎 排水機場 久保田駅トイレ                    |
| 交通局      | 交通局庁舎 整備工場                              |
| 上下水道局    | 上下水道局庁舎 浄水場 下水浄化センター 農業集落排水処理施設<br>ポンプ場 |
| 富士大和温泉病院 | 富士大和温泉病院                                |

この他にも、佐賀市独自の学校版環境ISOを策定し、市内の小中学校で活発な取り組みが行われています。

## 2. 取り組み結果

### (1) 第2次環境基本計画に掲げる施策の取り組みについて

平成27年10月に策定した第2次佐賀市環境基本計画に基づく環境施策を計画的に実施するため、佐賀市環境マネジメントシステムのなかで進捗管理を行っています。

令和2年度の環境基本計画に掲げる施策目標、基本目標横断プロジェクトの取り組みについて報告します。

(10 ページ以降に掲載)

### (2) 全庁共通の取り組みについて

市役所業務の環境負荷の低減のために、「コピー用紙の購入量削減」、「職場排出物の抑制」、「施設エネルギー使用量の削減」、「自動車燃料使用量の削減」、「グリーン購入の推進」に全庁で取り組んでいます。

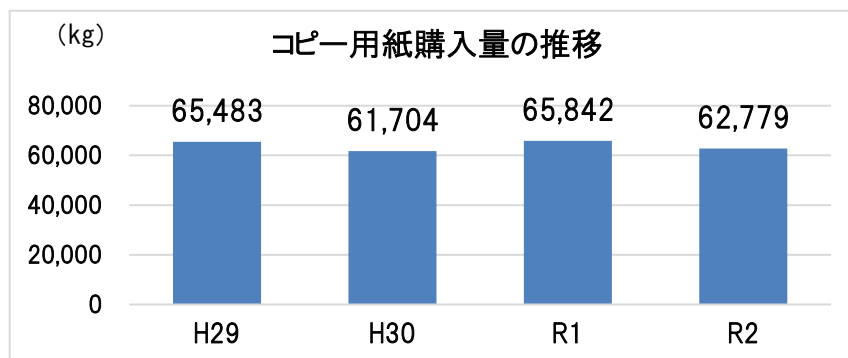
#### ① コピー用紙の購入量削減

新型コロナウイルス関係業務で購入量が増えた部門もありましたが、両面印刷や裏紙使用、ペーパーレスの推進により前年度比4.7%減となりました。

▽ (表1) コピー用紙の購入量

| 年度  | A3    | A4     | B4    | B5  | 合計(kg) |
|-----|-------|--------|-------|-----|--------|
| R2  | 4,814 | 56,718 | 1,145 | 101 | 62,779 |
| R1  | 5,533 | 59,546 | 696   | 67  | 65,842 |
| H30 | 4,361 | 56,141 | 1,104 | 97  | 61,704 |
| H29 | 5,481 | 59,240 | 730   | 31  | 65,483 |

▽ (図1) コピー用紙の購入量



②職場排出物の抑制

公用車管理棟、支所庁舎の移転準備のほか、保育所でのおむつごみ処分の開始等により、職場排出物が前年度より増加しました。また、富士大和温泉病院では、新型コロナウイルス対応による排出物が増加しました。

▽（表2）廃棄物

| 年度  | 一般廃棄物  |          |        | 産業廃棄物        |           | 合計(kg)          |
|-----|--------|----------|--------|--------------|-----------|-----------------|
|     | 燃えるごみ  | シュレッダー古紙 | 燃えないごみ | 有害ごみ         | プラスチック系ごみ |                 |
| R2  | 39,345 | 8,356    | 1,276  | 33,794(※102) | 3,248     | 86,019(※52,327) |
| R1  | 32,662 | 8,251    | 956    | 21,867(※77)  | 3,324     | 67,060(※44,702) |
| H30 | 32,580 | 8,567    | 1,324  | 138          | 3,498     | 46,106          |
| H29 | 36,586 | 10,375   | 2,851  | 105          | 3,987     | 53,904          |

※R1より富士大和温泉病院の有害ごみを計上。( )内は富士大和温泉病院の有害ごみを除く量。

▽（表3）資源物

| 年度  | ビン・缶 | 布類  | 新聞・チラシ | ダンボール | コピー用紙  | 雑誌・色紙  | 機密文書   | 合計(kg) |
|-----|------|-----|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| R2  | 620  | 107 | 8,642  | 7,449 | 11,087 | 26,276 | 32,149 | 86,330 |
| R1  | 626  | 45  | 9,503  | 6,992 | 13,019 | 25,048 | 27,922 | 83,155 |
| H30 | 539  | 70  | 9,889  | 6,375 | 13,035 | 23,796 | 29,174 | 82,878 |
| H29 | 493  | 38  | 8,006  | 6,792 | 13,502 | 23,913 | 22,497 | 75,241 |

③施設エネルギー使用量の削減

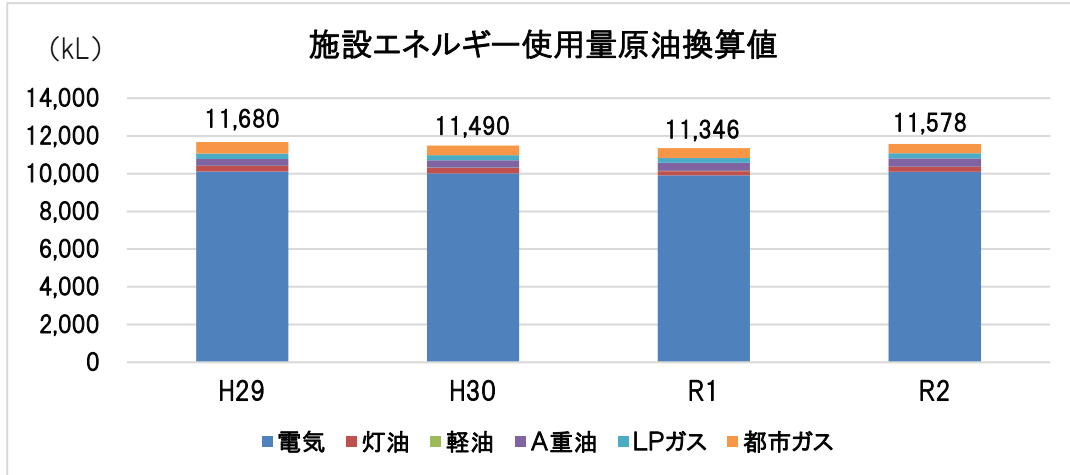
電気使用量は前年度から横ばいとなりましたが、A重油は大雨の影響で排水機の稼働率が上がったため前年度比4.5%増となり、灯油は清掃工場や保育所での使用が増えたため前年度比27.6%増となりました。

▽（表4）施設エネルギー使用量

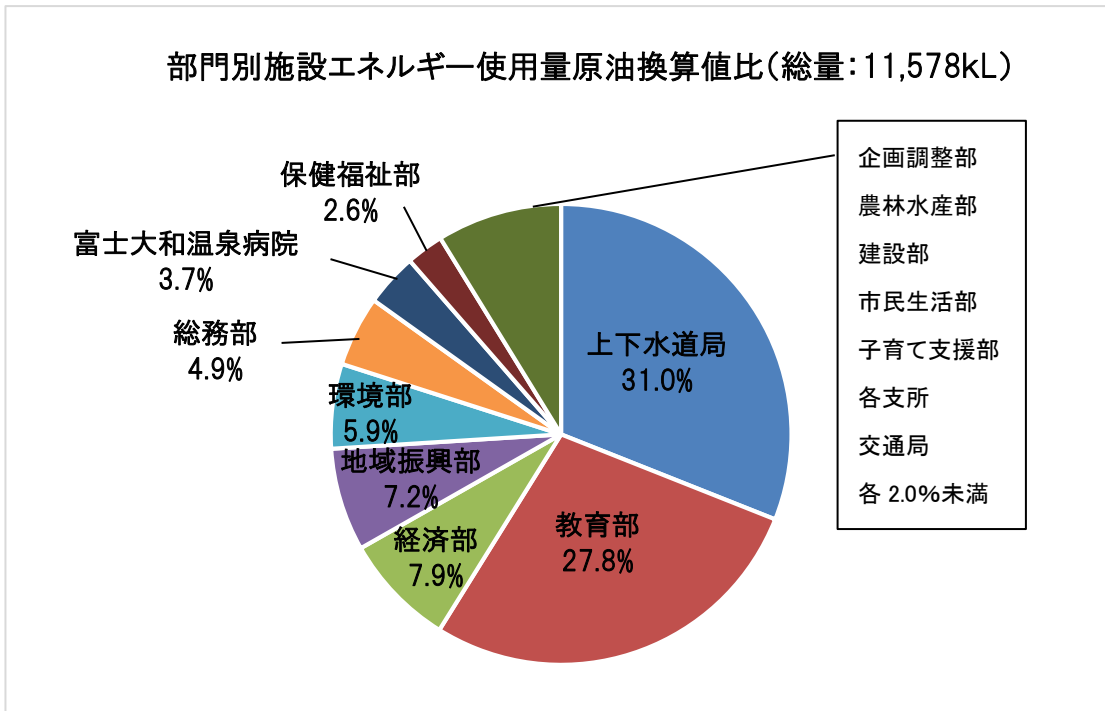
|     | 電気(kWh)    |            | A重油(L)  | 灯油(L)   | 軽油(L) | LPG(t) | 都市ガス(m³) |
|-----|------------|------------|---------|---------|-------|--------|----------|
|     | 使用電力量      | うち自家発電量    |         |         |       |        |          |
| R2  | 57,500,356 | 18,277,115 | 440,971 | 294,226 | 3,708 | 204.9  | 424,959  |
| R1  | 57,444,090 | 18,887,140 | 421,892 | 230,595 | 3,596 | 204.9  | 441,266  |
| H30 | 58,088,216 | 19,275,081 | 391,723 | 307,338 | 3,817 | 211.3  | 476,064  |
| H29 | 59,048,829 | 19,745,487 | 355,850 | 321,665 | 4,411 | 217.1  | 532,496  |

それぞれのエネルギーの使用量を原油に換算にすると令和2年度は全体で前年度比約2.0%増となりました。

▽ (図2) 施設エネルギー使用量原油換算値



▽ (図3) 部門別施設エネルギー使用量原油換算値の割合



④自動車燃料使用量の削減

ガソリンと軽油の使用量は、新型コロナウイルスの影響で外出が減ったことに加え、エコドライブや相乗り、公共交通機関の利用等の取り組みにより、前年度より減少しています。

また、使用済みてんぷら油から精製するBDF（バイオディーゼル燃料）については、令和2年度から新型バイオディーゼル燃料の供給を開始し、市営バス1台とごみ収集車1台で使用しながら供給体制を整えてきました。令和3年度以降使用台数を増やしていく予定です。

▽（表5）燃料別使用量・走行距離・燃費

|      |           | H29       | H30       | R1        | R2        |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ガソリン | 使用量 (ℓ)   | 180,364   | 197,236   | 171,260   | 160,419   |
|      | 走行距離 (km) | 2,137,923 | 2,371,603 | 2,108,886 | 1,981,477 |
|      | 燃費 (km/ℓ) | 11.9      | 12.0      | 12.3      | 12.4      |
| 軽油   | 使用量 (ℓ)   | 853,885   | 901,004   | 899,896   | 818,919   |
|      | 走行距離 (km) | 3,179,226 | 3,269,229 | 3,266,958 | 3,077,614 |
|      | 燃費 (km/ℓ) | 3.7       | 3.6       | 3.6       | 3.8       |
| BDF  | 使用量 (ℓ)   | 63,882    | 39,818    | 14,785    | 3,275     |
|      | 走行距離 (km) | 225,549   | 141,510   | 63,013    | 21,328    |
|      | 燃費 (km/ℓ) | 3.5       | 3.6       | 4.3       | 6.5       |

⑤グリーン購入の推進

令和2年度は、一部調達において、必要な機能を満たす商品がグリーン購入適合商品ではなかった等の理由でグリーン購入を達成することができなかったため、前年度より達成率が低下しました。引き続き達成率100%に向けて周知を徹底していきます。

▽（表6）区分別グリーン購入達成率

| 区分  |                    | H29        | H30        | R1         | R2         |
|---|--------------------|------------|------------|------------|------------|
| 用紙類、<br>事務用品類   | グリーン購入<br>達成率 (%)  | 98.8%      | 99.0%      | 99.5%      | 98.7%      |
|   | 年間調達総量             | 16,360,645 | 15,557,127 | 16,472,891 | 15,373,724 |
|   | 内グリーン購入<br>適合品目調達数 | 16,161,525 | 15,393,783 | 16,394,795 | 15,175,884 |
| その他の区分<br>(印刷物、衛生用品、事務<br>機器等、オフィス家具<br>等、被服等、その他繊維<br>製品、自動車、設備、消<br>火器、災害・備蓄用品) | グリーン購入<br>達成率 (%)  | 99.9%      | 94.5%      | 99.3%      | 99.8%      |
|   | 年間調達総量             | 4,009,156  | 3,138,628  | 3,057,987  | 3,104,101  |
|   | 内グリーン購入<br>適合品目調達数 | 4,004,317  | 2,965,291  | 3,035,638  | 3,096,504  |
| 計   | グリーン購入<br>達成率 (%)  | 99.0%      | 98.2%      | 99.5%      | 98.9%      |
|   | 年間調達総量             | 20,369,801 | 18,695,755 | 19,530,878 | 18,477,825 |
|   | 内グリーン購入<br>適合品目調達数 | 20,165,842 | 18,359,074 | 19,430,433 | 18,272,388 |

### (3) その他の取り組みについて

#### ○ノーカーデーの実施

佐賀市では、毎月第 2、4 水曜日を「エコアクションデー」とし、職員が環境配慮行動を推進する日としています。特に、自動車の使用を自粛する“ノーカーデー”を推進しており、当日の通勤にはなるべく徒歩や自転車、公共交通機関を利用するように呼び掛けています。

#### ○PLANET ACTION！（プラネットアクション）

世界的に大きな問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染について、佐賀市では、市役所から始める海洋プラスチックごみ対策として「PLANET ACTION！」に取り組んでいます。

##### <取り組み内容>

- ・使い捨てプラスチック（ストロー、コップ、レジ袋）を使用しない。
- ・会議やイベントでペットボトルを使用しない。
- ・海岸・河川清掃等へ積極的に参加する。

○クールビズ（5 月 1 日～10 月 31 日）、ウォームビズ（12 月 1 日～3 月 31 日）

○毎週水曜日の朝、職員による本庁舎周辺の清掃活動

## 3. 終わりに

平成 14 年 3 月に ISO14001 の認証を取得して以降、本庁舎の省エネ改修や水道局庁舎の ESCO 事業など施設面での省エネの取り組みを推進するとともに、職員の環境配慮意識も定着しつつあり、一定の成果を得てきました。

このシステムでは、「佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に則り、市役所自身の事務・事業の実施による温室効果ガス排出量の把握と削減に取り組んでいくほか、「第 2 次佐賀市環境基本計画」の推進のため、市全体の環境施策の推進や環境都市宣言に沿ったまちづくりを進めていくことを重視しています。

地球温暖化を始めとする近年の様々な環境問題への対策として、環境マネジメントシステムの役割はますます重要なものとなっています。

今後も、佐賀市環境マネジメントシステムを適切に運用して環境負荷を低減し、全庁的な環境配慮行動の推進に努めます。

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
**A:** 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
**B:** 計画どおりに実施できた。  
**C:** 一部計画通りに実施できなかった。  
**D:** 計画の見直しが必要。

| 基本目標<br>(4つの柱) | めざす姿<br>(成果目標)                                     | 環境項目             | 施策の方向                  | 取り組み施策              | 内容  | 担当部   | 担当課        | 令和2年度実績   |  |   | 取り組みに対する自己評価  |   | 令和3年度予定   |   |
|----------------|--|------------------|------------------------|---------------------|---|---|------------|---|--|---|---|---|---|---|
|                |  |                  |                        |                     |   |   |            | 取り組み計画<br>(Plan)  | 取り組み内容及び成果<br>(Do・Check)   | 進捗状況、今後の見込み等<br>(Action)  | A～D   | 評価がC又はDの場合は理由を記入  | 取り組み計画<br>(Plan)  | 取り組み計画<br>(Plan)  |
| 1 地球温暖化を防止するまち | 市民や事業者、市民活動団体は、環境・エネルギー問題を意識し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。 | 1-1 地球温暖化防止対策の推進 | (1)市民・事業者の地球温暖化防止行動の推進 | ①市民・事業者の環境配慮行動の啓発   | 市民や事業者の方が取り組むことができる「環境にやさしい行動」をまとめた佐賀市環境行動指針を普及啓発に活用することにより、地球温暖化防止に向けた具体的な行動につなげます。また、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意欲の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。               | 環境部   | 環境政策課      | 市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。  | ・2020Webさが環境フェスティバルにおいて、次世代自動車の動画を作成し、啓発を行った。<br>・e-さがしコロガのメーリングリストを活用し、e-さがしコロガが会員向けに温暖化対策や環境意識の啓発に繋がる情報提供を行った(12回)。          | 新型コロナウイルス感染症の影響により出前講座の機会が失われているが、今後も引き続き、市民からの要請に応じて感染症対策を講じながら出前講座を開講する。また、市報やホームページ等を活用するなど、より効果的な啓発に取り組む。                               | C   | 新型コロナウイルス感染症の影響による機会の減少   | 市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。また、市民・事業者向けのセミナーや市報等を活用した啓発を行う。 |   |
|                |  |                  |                        | ②環境マネジメントシステム等の普及促進 | ISO14001やエコアクション21(EA21)などの事業所向けの環境マネジメントシステム等の導入を支援します。  | 環境部   | 環境政策課      | ・市内事業者のエコアクション21の認証取得を促進するため、新規認証取得費用の一部を助成する。<br>・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした「エコアクション21導入セミナー」で補助金の広報を行う。 | ・補助金交付件数0件(申請0件、1事業所から相談あり)<br>・佐賀県主催の「エコアクション21導入セミナー」に参加し、補助金制度の広報を行った。  | 市内事業者からエコアクション21の認証取得に関する相談があれば対応していく。  | B   | ・市内事業者のエコアクション21の認証取得を促進するため、新規認証取得費用の一部を助成する。<br>・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした「エコアクション21導入セミナー」で補助金の広報を行う。 |   |   |
|                |  |                  |                        | ③地産地消の推進            | 本市で作られた農産物に「うまさマーク」を付けて消費を促す「ファームマイルージ運動」、学校給食への地元産品の利用、公共工事での地元産材の活用等を積極的に展開し、地産地消の取り組みを支援します。   | 農林水産部   | 農業振興課      | 市産農産物の流通数(うまさシール発行枚数)を年間200万枚に増やす。  | 令和2年度のうまさシール発行枚数は183万枚だった。   | うまさシールの発行枚数を増加させるため、ファームマイルージ協力店でのPRイベント、大型商業施設で地産地消フェアを開催するなど、多方面から地産地消の広報に努め、周知を図っていく。  | C   | 加盟店は13件増加したが、目標発行枚数までには至らなかった。今後も、加盟店は、増加する見込みであり取り組みを継続する。   | 市産農産物の流通数(うまさシール発行枚数)を年間200万枚に増やす。  |   |
|                |  |                  |                        |                     |   | 農林水産部   | 森林整備課      | 市産材利用推進内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。  | 「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」により地元産材を活用した。令和2年度実績:机、椅子 310セット  | 今後も継続する。  | B   | 市産材利用推進内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。  |   |   |
|                |  |                  |                        | ④市役所自身の地球温暖化防止の推進   | (i)職員一人ひとりの地球温暖化対策の推進   | 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、市役所自身の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減に努めます。   | 環境部        | 環境政策課   | 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%排出削減に努める。   | 令和元年度温室効果ガス排出量:63,919t-CO2<br>2013年度(基準年度)比9.9%減少、前年度比2.1%増加しており、前年度からの増加理由としては、電力会社の排出係数が前年度と比べて上昇したためと考えられる。<br>※係数公表が1年遅れのため、1年遅れの算定。    | 引き続き、2013年度比13.3%排出量削減への取り組みを検討する。  | B   | 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%排出削減に努める。  |   |
|                |  |                  |                        |                     | (ii)公共交通機関の環境負荷低減   | 市営バスにおいて、一部車両の燃料を軽油からバイオディーゼル燃料に切り替えたり、アイドリングストップバスを計画的・継続的に導入するなどの対策を進め、また、デジタルタコグラフ等を活用したエコドライブにも取り組むことで、環境負荷を軽減します。                        | 交通局        | 交通局   | アイドリングストップバスを3台導入する。<br>バイオディーゼル燃料への切り替えについては旧タイプのエンジンしか使用できないため、新しい型式のエンジンに対応した次世代型バイオディーゼル燃料(HiBD)へ移行する計画であり、今年度は実走テストを行う予定。 | 新車3台を8月に導入した。<br>新しい型式のエンジンに対応した次世代型バイオディーゼル燃料に移行することとしていたが、燃料供給元である、循環型社会推進課における燃料精製が上手くいっておらず、R2年度はほぼ使用できていない。                            | 引き続き、デジタルタコグラフ等を利用したエコドライブを推進する。<br>次世代型バイオディーゼル燃料については関係部署と協議していく。                               | B   | アイドリングストップバスを3台導入する。<br>次世代型バイオディーゼル燃料については関係部署と協議していく。   |   |
|                |  |                  |                        |                     | (iii)物品調達におけるグリーン購入の推進  | 市役所の物品調達に際し、単価契約を締結する物品について、環境にやさしい物品の基準として市が定める「グリーン購入基準」を満たす商品を優先的に採用します。   | 総務部        | 契約監理課   | 単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品を94%以上とする。  | 単価契約物品中、グリーン購入基準を満たす商品の割合は現在約95%となっている。   | 今後もグリーン購入を推進し、基準を満たす商品を優先的に採用する。  | A   | 単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品を94%以上とする。   |   |
|                |  |                  |                        |                     | (iv)物品調達におけるグリーン購入の推進   | 市営バスの運行に際し、毎週水曜日のノーマイカーデー割引の実施、集客力の大きい施設の新設・移転に伴う社会のニーズの変化に合わせたダイヤ設定、ワンコイン・シルバーパス等による利用しやすい環境づくりを進めることで、利便性の向上を図り、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を推進します。 | 企画調整部      | 交通政策課   | 毎週水曜日に実施するnimocaポイント10倍デーやワンコイン・シルバーパスを周知するとともに、交通系ICカードの利用促進を図る。  | 11月に佐賀市内で路線バスに乗り降りした方に20%のポイントを付与するキャンペーンを実施(44,590件)したほか、10月からICカード版のワンコイン・シルバーパスを購入・更新された方に千ポイント付与するキャンペーンを実施(305件)することで、交通系ICカードの普及を図った。 | 新型コロナウイルスを原因とした外出自粛により、バス利用者が落ち込んだため、左記のとおり例年以上に利用促進を行った。今後も利用促進に力を入れていく。                         | B   | ICカード版のワンコイン・シルバーパスを購入・更新された方に千ポイント付与するキャンペーンを実施することで、交通系ICカードの普及を図る。                               |   |
|                |  |                  |                        | ②自転車利用の促進           | 本市は、特に南部において、平坦でまとまりある市街地という地理的特性から、自転車を利用しやすい環境にあります。今後、佐賀市自転車利用環境整備実施計画の見直しを行い、「自転車のまちにふさわしい佐賀市」をめざして、駐輪施設の整備や自転車利用空間の整備など、より快適で安全に通行できるような環境整備を行います。 | 建設部   | 道路整備課      | 佐賀市自転車利用環境整備計画に沿った整備を行う。  | 佐賀市自転車利用環境整備計画に沿った整備を行った。(大町町北島線他、市内各所、計2,680.5m)  | 佐賀市自転車利用環境整備計画に沿った整備を行う。  | B   | 佐賀市自転車利用環境整備計画に沿った整備を行う。  |   |   |
|                |  |                  |                        |                     |   | 建設部   | 道路管理課      | -   | -  | -   | -   |   |   |   |
|                |  |                  |                        | ③自動車利用時の環境負荷低減      | 走行時の環境負荷が小さい低公害車の導入や環境にやさしい運転を心掛けるエコドライブの普及を推進します。  | 環境部   | 環境政策課      | 出前講座において、今日からでも始められる取組としてエコドライブを紹介し普及を図る。   | R2年度は出前講座の申込なし。<br>6月に行った環境パネル展で周知するとともに、燃料消費量やCO2排出量を減らす運転技術や心がけの参考となる「エコドライブ10のすすめ」を市報に掲載し、啓発を行った。                           | 引き続き、エコドライブの推奨・啓発を行う。   | B   | 出前講座や市報、環境パネル展等においてエコドライブを紹介し、普及を図る。  |   |   |
|                |  |                  |                        |                     |   | 建設部   | 道路整備課      | 道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。  | 道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行った。(市内一円)  | 道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。  | B   | 道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。  |   |   |
|                |  |                  |                        | ①二酸化炭素の分離・回収技術の導入   | ごみ焼却時に排出されるガスや下水処理時に発生するガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、藻類の培養や農作物の栽培等に活用する取り組みを推進します。   | 環境部   | 循環型社会推進課   | 分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者の説明し、利活用を推進する   | 令和2年度の視察件数は61件(654人)、出前講座は2件(50人)を対象に実施した。対外講演会として農業をテーマとしたウェビナーを実施し、CO2の利活用を市民はじめて多くの方々に周知した。3月に国際バイオマス展で対外的PRを実施した。          | 新型コロナウイルスの影響で視察者数は減ってきたが、電話での問い合わせやWEBミーティングの件数は増加している。<br>脱炭素社会推進の本格化に伴い増えている問い合わせに対し、適宜対応していく。  | A   | 分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者の説明し、利活用を推進する。  |   |   |
|                |  |                  |                        |                     |   | 上下水道局   | 下水エネルギー推進室 | 消化ガス発電の排ガスを農業実証施設へ供給し有効性を検証する。  | バナナを対象とし、品種・排ガスの有無・肥料と比較試験を実施した。   | 継続してバナナを対象とし、品種・排ガスの有無・肥料で比較試験を実施する。  | B   | バナナの収穫及び成分分析を実施する。  |   |   |
|                |  |                  |                        | 1-2 再生可能エネルギーの普及促進  | (1)地域への再生可能エネルギーの普及促進   | ①再生可能エネルギーの普及促進   | 環境部        | 環境政策課   | 三瀬村に整備した小水力発電施設洞鳴の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識向上等を推進する。   | 11/5三瀬小学校の小学生が環境学習の場として活用する際に、水力発電のしくみなど再生可能エネルギーに関する説明を行い、啓発を行った。  | 新型コロナウイルス感染症の影響により例年実施していた再エネ勉強会を実施することが出来なかった。今後は、状況に応じて当館の利活用を推進し、小水力発電を通じた再生可能エネルギーの普及啓発を実施する。 | C   | 新型コロナウイルス感染症の影響による機会の減少   | 三瀬村に整備した小水力発電施設洞鳴の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識向上等を推進する。また、地域の再生可能エネルギーの導入促進や有効活用に向けた調査を行う。 |
|                |  |                  |                        |                     |   |   | 環境部        | 施設機能向上推進室   | 自然エネルギーやバイオマスなど、地域に眠る未利用の再生可能エネルギーの活用を進めるために、国・県等との連携や市民・事業者への情報提供など、効果的な対策について検討します。  | ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続する。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。  | 令和2年度、電力供給施設は小中学校50校、公民館等の公共施設63箇所となった。また、出前授業では思齊小学校、兵庫小学校の4年生(計7クラス)を対象に実施し、環境教育の推進を図った。        | 余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、小中学校への出前授業による環境教育の推進及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。                       | B   | ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続する。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。      |

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

| 基本目標<br>(4つの柱) | めざす姿<br>(成果目標)                               | 環境項目        | 施策の方向                     | 取り組み施策               | 内容   | 担当部          | 担当課               | 令和2年度実績  |  |  | 取り組みに対する自己評価 | 令和3年度予定   |
|----------------|--|-------------|---------------------------|----------------------|--|--------------|-------------------|--|--|--|--------------|---|
|                |  |             |                           |                      |  |              |                   | 取り組み計画<br>(Plan)   | 取り組み内容及び成果<br>(Do・Check)   | 進捗状況、今後の見込み等<br>(Action)   |              |   |
|                |  |             |                           | ②市役所自身の再生可能エネルギーの活用  | 回収した廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用等を今後も継続して実施するとともに、木質バイオマスの有効活用についても検討します。<br>また、再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入した施設においては、今後も適切な維持管理を行うとともに、より効率的な運用についても検討します。                              | 農林水産部<br>環境部 | 森林整備課<br>循環型社会推進課 | 木質バイオマスをはじめ、熱エネルギーの利用について検討する。   | 県内5森林組合により構成された「さが木質バイオマス利用推進協議会」及び同作業部会と検討した。   | 今後も継続する。   | B            | 木質バイオマスをはじめ、熱エネルギーの利用について検討する。  |
|                |  |             |                           | ③廃食用油の新たな利用方法等の検討    | 回収した廃食用油の新たな利用方法として、新型車両への利用に向け、民間業者とのタイアップによる燃料の高品質化や、発電機など車両以外への使用について調査研究を行います。   | 環境部          | 循環型社会推進課          | 次世代型バイオディーゼル燃料の精製技術を応用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業者の支援を行い、廃食用油の新たな利用方法について研究する。   | 令和2年7月中旬から佐賀市営バス1台に高品質バイオディーゼル燃料(HiBD)を提供し、軽油にHiBD50%で走行を実施。令和3年1月からパッカー車1台で軽油にHiBD50%で走行開始。   | 次世代型バイオディーゼル燃料精製装置により精製した燃料を市営バスやごみ収集車等の燃料として使用することで、再生可能エネルギーの活用促進を図る。  | C            | 次世代型バイオディーゼル燃料精製装置により精製した燃料を市営バスやごみ収集車等の燃料として使用することで、再生可能エネルギーの活用促進を図る。   |
|                |  |             |                           | ④計画書制度の検討            | 基準量を超えるエネルギーを使用する事業所に対して、温室効果ガス排出量の削減に努めるため、その計画書及び報告書を行政に提出する制度の導入を検討します。   | 環境部          | 環境政策課             | 計画書制度を含め、温室効果ガス排出量削減に寄与する制度について、国の動向や他自治体の取組状況等の情報収集を行い、メリット・デメリット等を踏まえて導入について検討する。  | 温室効果ガス排出量削減に寄与する「カーボンプライシング」に関する国の検討が進められていることから、国の動向を把握するなど情報収集を行った。  | 引き続き、国の方向性や他自治体の取組状況に関する情報収集を行う。   | B            | 計画書制度を含め、温室効果ガス排出量削減に寄与する制度について、国の動向や他自治体の取組状況等の情報収集を行い、メリット・デメリット等を踏まえて導入について検討する。   |
| 2 資源を活かす循環のまち  | 市民や事業者は、リデュースや廃棄物の適切な分別等に取り組み、廃棄物の発生を抑制している。 | 2-1 3Rの推進啓発 | (1)家庭系ごみのリデュースとリユース・リサイクル | ①家庭系ごみのリデュースの推進      | 市内の店舗等によるレジ袋の利用抑制活動を支援する買物袋(マイバッグ)持参運動やごみを出す際の指定袋の有料化、エコ料理の普及啓発等により、ごみを出さない生活を促す市民意識の醸成に努めます。<br>また、ペットボトルやビン、缶といった飲料用容器包装の発生抑制のため、イベント等において、マイボトル持参の普及啓発を行います。              | 環境部          | 循環型社会推進課          | ・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実施するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。<br>・マイバッグ持参を呼びかけるキャンペーンを実施する。<br>・市内のスーパーにおいて、マイバッグ持参・ノーレジ袋実施率調査を実施する。                                     | ・「家庭版3010運動」のリーフレット等を活用し、エコプラザ利用者のほか、出前講座やイベント参加者等に啓発を行った。<br>・公募型のプロポーザルにより選定した企業と、高品質バイオディーゼル燃料(HiBD)の付加価値創出のため、成分分析等の共同研究を行った。  | ・昨年(R1持参率:33.7%)に比べると7月からのレジ袋有料化により、急速にマイバッグが浸透したことが伺える。有料化後の経年比較も必要であるため、引き続き持参率調査を実施する。<br>・普及啓発活動である「マイバッグキャンペーン」については、今後の持参率次第では啓発の必要性を見直し、廃止も検討する。        | A            | ・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実施するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。<br>・市内のスーパーにおいて、マイバッグ持参・ノーレジ袋実施率調査を実施する。  |
|                |  |             |                           | ②家庭系ごみのリユースの推進       | ごみとして出された家具等のうちまだ使えるものを無償で市民に提供するリユース品無償譲渡会の開催や、家庭に眠る不用品を持ち寄って販売するエコマーケットの開催等を通して、ごみとして処分される物の減量に取り組みます。<br>また、リユースの優等生であるリターナブルビン(繰り返し使えるビン)の循環システムについても研究・検討を行います。         | 環境部          | 循環型社会推進課          | エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。   | エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催した。<br>講座開催数:95回 イベント開催数:12回  | 引き続き、エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。  | B            | エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。  |
|                |  |             |                           | ③家庭系ごみのリサイクルの推進      | 地域による資源物回収運動の支援や紙ごみのごみ出しルールの工夫、様々な機会を利用しての分別徹底の周知などによりリサイクルを推進します。また、家庭や地域ぐるみでの生ごみ堆肥化の普及を促進します。  | 環境部          | 循環型社会推進課          | ・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。<br>・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施する。<br>・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行う。  | ・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付した。交付団体:188団体<br>・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施した。<br>講座開催回数:55回<br>サポート実施件数:318件<br>・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行った。補助件数:123件   | 引き続き、<br>・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。<br>・生ごみの堆肥化等の減量方法について、委託団体による体験型講座やサポートを実施する。<br>・家庭用生ごみ処理容器(電動タイプ含む)の購入費補助を行う。  | B            | ・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。<br>・生ごみの堆肥化等の減量方法について、委託団体による体験型講座やサポートを実施する。<br>・家庭用生ごみ処理容器(電動タイプ含む)の購入費補助を行う。  |
|                |  |             |                           | ①事業系ごみのリデュース・リユースの推進 | 飲食店での食べ残しを減らすため、3010運動(宴会の最初の30分と終わりの10分は席で食事をするよう呼びかける)などを推進します。<br>また、事業系一般廃棄物を多く排出する事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付け、事業所内でのごみの減量化・リサイクルを計画的に進めることを求めています。 | 環境部          | 循環型社会推進課          | ・食品ロスゼロ推進店の登録店舗数を増やし、事業系食費ロス削減の機運を高める。<br>・宴会場等から出る食品ロスの削減を進めるために、年末や年度末の宴会シーズンに3010運動の周知広報を行う。<br>・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて開取りや訪問を行う。 | ・3010運動及び食品ロスゼロ推進店について、市報や月刊情報誌に特集記事を掲載した。<br>・食品ロス削減に取り組む事業者を「食品ロスゼロ推進店」として登録した。<br>登録数:3店舗(計40店舗)<br>・10月の市公式LINEにて「食品ロス削減月間」の周知をした。<br>・エコプラザの会議室利用者に、3010運動や食品ロスゼロ推進店について周知した。<br>・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて開取りや訪問を行った。 | ・食品ロスゼロ推進店の登録店舗数を増やし、事業系食費ロス削減の機運を高める。<br>・食品ロス削減月間(10月)や宴会シーズンに3010運動の周知広報を行う。<br>・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて開取りや訪問を行う。             | B            | ・食品ロスゼロ推進店を含め、SDGsに関連するごみ減量の取り組みを実施する事業者を募る登録制度を立ち上げ、登録事業者の広報をすることで市内事業者の更なるごみ減量意識を高める。<br>・食品ロス削減月間(10月)や宴会シーズンに3010運動の周知広報を行う。<br>・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて開取りや訪問を行う。 |
|                |  |             |                           | ②事業系ごみのリサイクルの推進      | 資源となる紙ごみについては清掃工場での焼却を行わないこととし、燃えるごみとの分別を徹底していくほか、市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供等の実施を検討します。  | 環境部          | 循環型社会推進課          | ・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。<br>・市内での食品リサイクル業創業の実現に向けた実証実験等が終了したことを受けて、今後事業化に向けた用地確保や関係法令等の許可などへの相談の対応、さらには出口戦略等の支援を行う。  | ・事業系紙ごみの直接搬入者に対し、古紙分別を徹底することで民間の古紙業者が買い取ってくれることを紹介し、古紙リサイクルの周知広報に努めた。<br>・食品リサイクルの公募事業者は、計画していた事業用地の近隣に分譲住宅地が開発されたことにより、当該用地での創業を断念された。新たな事業用地を選定することとなったため創業時期等は未定であるが、搬入手数料の見直しにより排出事業者のリサイクル意識は高まりつつあることから、公募事業者の創業意欲は失われていない。                      | ・事業系紙ごみの直接搬入者に対し、古紙分別を徹底することで民間の古紙業者が買い取ってくれることを紹介し、古紙リサイクルの周知広報に努める。<br>・公募事業者による早期の食品リサイクル業の創業は困難な状況であるが、今後とも、事業者の相談等に応じながら適切な情報提供に努めるとともに、今後の支援策について検討していく。 | C            | 食品リサイクル業の創業については、事業計画の見直しを余儀なくされたことで、創業に向けた具体的な取り組みが進まなかった。<br>・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。<br>・早期の民間食品リサイクル業の創業は困難な状況ではあるが、公募事業者の相談等に応じながら適切な情報提供に努めるとともに、今後の支援策について検討していく。                    |

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

| 基本目標<br>(4つの柱) | めざす姿<br>(成果目標) | 環境項目 | 施策の方向          | 取り組み施策   | 内容   | 担当部   | 担当課                   | 令和2年度実績  |   |   | 取り組みに対する自己評価 | 令和3年度予定   |
|----------------|----------------|------|----------------|--|--|-------|-----------------------|--|---|---|--------------|---|
|                |                |      |                |  |  |       |                       | 取り組み計画<br>(Plan)   | 取り組み内容及び成果<br>(Do・Check)  | 進捗状況、今後の見込み等<br>(Action)  |              |   |
|                |                |      | (3)ごみの減量の啓発推進  | ①ごみの排出等に関する市民の意識啓発   | 家庭ごみの収集や排出抑制などの情報ツールとして、『ごみカレンダー・分別表』等を作成・配布し、ごみの分別の必要性や方法を分かりやすく周知するとともに、広報誌やホームページ等を利用し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用などの情報を定期的に提供します。   | 環境部   | 循環型社会推進課              | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。</li> <li>「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。</li> <li>「ごみカレンダー・分別アプリ」を提供する。</li> <li>近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、「外国人のためのごみ出しガイド」の広報に努め、配布する。また、ガイドブックを活用した出前講座を行う。</li> <li>「外国人のためのごみ出しガイド別動画」の中国語版とベトナム語版を製作する。</li> <li>市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。</li> <li>市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行った。</li> <li>「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布した。</li> <li>「AIチャットボット」による「ごみの分別」に関する自動応答を実施した。</li> <li>「ごみカレンダー・分別Webアプリ」を配信した。</li> <li>近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、「外国人のためのごみ出しガイド」について、新たに3言語版(インドネシア、ミャンマー、ネパール)を作成し、9言語に対応した。</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策のため、「外国人のための感染症対策のごみ出し方チラシ」9言語分を作成した。</li> <li>「外国人のためごみ出しガイド別動画」について、新たに5言語版(中国、ベトナム、ネパール、インドネシア、ミャンマー)を作成し、9言語に対応した。</li> <li>市報は毎月、ホームページは随時更新して、3Rに関する情報を提供した。市報26件</li> <li>月刊情報誌、テレビ、ラジオ放送等を活用して、3Rに関する各種広報を行った。月刊情報誌5回、テレビ5回、ラジオ3回、新聞3回</li> <li>市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施した。参加校:私立高校4校(582人)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。</li> <li>「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。</li> <li>「ごみカレンダー・分別Webアプリ」を配信する。</li> <li>近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、各種広報媒体を活用した広報に努めるとともに、ガイドブック等を活用した出前講座を行う。</li> <li>市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。</li> <li>市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施する。</li> </ul> | B            | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。</li> <li>「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。</li> <li>「ごみカレンダー・分別Webアプリ」を配信する。</li> <li>近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、各種広報媒体を活用した広報に努めるとともに、ガイドブック等を活用した出前講座を行う。</li> <li>市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。</li> <li>市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施する。</li> </ul> |
|                |                |      |                | ②ごみの排出等に関する事業者の意識啓発  | 事業者ごみ分別の手引きの作成・配布、研修会の開催、分別が適正でない事業所への個別訪問指導の実施等により、事業者に対してごみの減量方法や適正な分別等の啓発を行います。また、ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を佐賀市3R推進パートナーとして登録し、市報、ホームページなどで広報します。   | 環境部   | 循環型社会推進課              | <ul style="list-style-type: none"> <li>多量排出事業者を始めとした、事業者向けの「ごみ減量セミナー」を開催する。</li> <li>生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について情報提供を行うとともに、導入費の支援を検討する。</li> <li>プラットホームでの搬入検査を随時行うとともに、必要に応じて、違反ごみの搬入事業者を訪問し分別指導等を行う。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内事業者を対象に「生ごみ処理機を活用した減量・リサイクル」をテーマとしたセミナーを開催し、生ごみ処理機メーカーとのマッチングイベントを実施した。参加者:22名</li> <li>生ごみ処理機を導入する事業者に対し、導入費の補助を行った。補助件数:1件</li> <li>プラットホームでの搬入検査を随時行い、違反等があれば、違反ごみの搬入事業者を訪問し、分別指導を行った。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>多量排出事業者を始めとした、事業者向けの「ごみ減量セミナー」を開催する。</li> <li>生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について情報提供を行うとともに、導入費を補助する。</li> <li>今後も違反ごみ持込防止を図っていく。</li> </ul>  | B            | <ul style="list-style-type: none"> <li>多量排出事業者を始めとした、事業者向けの「ごみ減量セミナー」を開催する。</li> <li>生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について情報提供を行うとともに、導入費を補助する。</li> <li>プラットホームでの搬入検査を随時行うとともに、必要に応じて、違反ごみの搬入事業者を訪問し分別指導等を行う。</li> </ul>   |
|                |                |      |                | ③ごみ減量に関する学習の場の整備   | 清掃工場内でのごみ処理の様子の見学やエコプラザでの講座・イベントの開催等、市民がごみ問題について学び、考える機会を提供します。  | 環境部   | 循環型社会推進課              | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内外の小学生を始め、高校、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。見学者数:5,637名</li> <li>環境学習拠点であるエコプラザで3Rの推進、地球温暖化の防止、自然環境、環境保全に関する事業など、環境全般に関するイベントや講座等を開催した。参加者数:1,863名(95講座、12イベント)</li> <li>エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供した。</li> <li>エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供する。</li> <li>新型コロナウイルスの影響で中止したイベントの代替措置として、YouTubeチャンネルとInstagramを使ってエコプラザからの情報提供と利活用を促す広報を行った。YouTubeチャンネル 14回投稿/10,348ビュー Instagram 48回投稿/1,733フォロワー</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。</li> <li>エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め環境全般に関する講座やイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。</li> <li>エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供する。</li> <li>YouTubeチャンネルとInstagramを使ってエコプラザからの情報提供と利活用を促す広報を行う。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。</li> <li>エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め環境全般に関する講座やイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。</li> <li>エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供する。</li> <li>YouTubeチャンネルとInstagramを使ってエコプラザからの情報提供と利活用を促す広報を行う。</li> </ul>   | B            | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。</li> <li>エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め環境全般に関する講座やイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。</li> <li>エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供する。</li> <li>YouTubeチャンネルとInstagramを使ってエコプラザからの情報提供と利活用を促す広報を行う。</li> </ul>   |
|                |                |      |                | ④市役所自身の進めごみ減量行動の推進   | (i)公共工事建設副産物のリユース・リサイクル<br>「建設副産物処理の方針」に基づき、市が発注する全ての公共工事の施工に伴う建設副産物の再使用・再資源化に努めます。<br>(ii)浄水処理・下水処理汚泥の有効活用<br>浄水処理又は下水処理の過程で発生する汚泥について、園芸土としての再使用や肥料化等に努めます。<br>(iii)ペーパーレス化の推進<br>文書管理システム及び財務会計システムによる電子決裁の活用、電子入札システムの活用、会議資料等へのICT活用などを推進し、市の事務事業のペーパーレス化に努めます。 | 建設部   | 建築指導課                 | 公共工事に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条通知及び事業完了後のデータ提出について全庁文書資料室に掲載を行い、公共工事担当課及び担当係員に制度周知を行う。  | 全庁文書資料室にて周知を行った。  | 今後も全庁文書資料室にて周知を行う。  | B            | 公共工事に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条通知及び事業完了後のデータ提出について全庁文書資料室に掲載を行い、公共工事担当課及び担当係員に制度周知を行う。   |
|                |                |      |                |  |  | 上下水道局 | 浄水課                   | 浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。   | R2年度浄水汚泥の再利用率 96.64%  | 今後も汚泥の再利用率の向上に努めていく。  | A            | 浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標年度とし、再利用および肥料化77.9%を目指す。  |
|                |                |      |                |  |  | 総務部   | 総務法制課<br>財政課<br>契約監理課 | 文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続する。   | 文書管理システムの活用を継続している。<br>財務会計システムの活用を継続している。<br>電子入札システムの活用を継続している。   | 文書管理システムを継続して活用する。<br>財務会計システムを継続して活用する。<br>電子入札システムを継続して活用する。  | B<br>B<br>B  | 文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続する。  |
|                |                |      |                |  |  | 企画調整部 | デジタル推進課               | 庁議・経営戦略会議・指名審査委員会、例規審議会など、主に幹部職員が参加する会議において、ペーパーレス化が実践されている。   | 庁議・経営戦略会議・指名審査委員会、例規審議会など、主に幹部職員が参加する会議において、ペーパーレス化が実践されている。  | 新型コロナウイルス感染症対策として、WEB上での会議が増えており、それに伴ってタブレット端末の貸出要望が増加する状況となっている。引き続き、タブレット端末の貸し出しを行う。  | A            | 会議等へのタブレット端末の利用を推進する。   |
|                | 2-2<br>ごみの適正処理 |      | (1)効率的な処理施設の運用 | ①可燃ごみ搬入時の検査及び指導<br>清掃工場への違反ごみや処理困難物の搬入防止のため、清掃工場に搬入されるごみを抜き打ちで検査し、分別が適正でない場合には、搬入者への指導や排出事業者への個別訪問等を実施します。 | 清掃工場への違反ごみや処理困難物の搬入防止のため、清掃工場に搬入されるごみを抜き打ちで検査し、分別が適正でない場合には、搬入者への指導や排出事業者への個別訪問等を実施します。  | 環境部   | 循環型社会推進課              | 搬入される事業系ごみについて清掃工場内のプラットホームにて抜き打ちのチェックを実施した。違反した際には、口頭による注意や注意書を発行する。それでも改善がない場合は、適正化指導書を発行する。それでも改善しない場合は、適正化指導書を発行する。適正化指導書の発行し、厳しく対処する。(口頭注意:127件、前注意書29件)  | 搬入される事業系ごみについて清掃工場内のプラットホームにて抜き打ちのチェックを実施した。違反した際には、口頭による注意や注意書を発行する。それでも改善がない場合は、適正化指導書を発行する。それでも改善しない場合は、適正化指導書を発行する。適正化指導書の発行し、厳しく対処する。(口頭注意:127件、前注意書29件)   | コロナの関係もあり、多少検査の件数が減少したが、ほぼ計画どおり実施した。今後も同様に努めていく。  | B            | 清掃工場に搬入される一般廃棄物を抜き打ちで検査する。収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみを清掃工場内のプラットホームに設置しているごみ投入箱において、ごみの分別状況や違反ごみや市外からのごみの有無を監視する。違反を発見した際には、口頭による注意や注意書を発行する。それでも改善しなければ、適正化指導書を発行し、厳しく対処する。   |
|                |                |      |                | ②処理施設の適正な維持管理<br>ごみの搬入・焼却に伴い発生する悪臭や有害物質の敷地外への漏洩がないように徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。                           | ごみの搬入・焼却に伴い発生する悪臭や有害物質の敷地外への漏洩がないように徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。  | 環境部   | 循環型社会推進課              | 定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。   | 定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。  | 定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。  | B            | 定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。  |
|                |                |      |                | ③最終処分場の維持管理と改修整備<br>埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修や敷地内の緑化を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を検討します。              | 埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修や敷地内の緑化を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を検討します。  | 環境部   | 施設機能向上推進室             | 各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。   | 水処理施設の調整槽ブロウ及び浸析槽ブロウの修繕、トラックスケールの修繕を実施した。   | 各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。  | B            | 各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。<br>最終処分場の第3工区が令和7年頃には埋立終了する見通しであることから、次の埋立工区として第2工区を再生・整備する必要があります。<br>令和3年度は、ボーリング調査等の現地調査を行い、今後の施設整備基本構想を策定する。   |

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

| 基本目標<br>(4つの柱)   | めざす姿<br>(成果目標)  | 環境項目 | 施策の方向       | 取り組み施策   | 内容  | 担当部  | 担当課   | 令和2年度実績  |  |   | 取り組みに対する自己評価<br>A~D<br>評価がC又はDの場合は理由を記入  | 令和3年度予定<br>取り組み計画<br>(Plan)  |  |   |                           |
|------------------|---|------|-------------|--|---|--|---|--|--|---|--|--|--|---|---------------------------|
|                  |   |      |             |  |   |  |   | 取り組み計画<br>(Plan)   | 取り組み内容及び成果<br>(Do・Check)   | 進捗状況、今後の見込み等<br>(Action)  |  |  |  |   |                           |
|                  |   |      | (2)収集体制の適正化 | ①ごみステーションの適正管理   | 地元自治会等が管理するごみステーションを適正な状態に保つため、巡回パトロール、分別表示板の設置、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行います。また、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためネット等の購入補助を実施します。 | 環境部  | 環境保全課   | ・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。<br>・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。 | ・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行った。<br>・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行った。   | ・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。<br>・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。  | A  | ・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。<br>・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。 |  |   |                           |
|                  |   |      |             |  | ②ごみの収集運搬  | 地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬します。  | 環境部   | 循環型社会推進課   | ・直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。<br>・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。  | 収集運搬委託業者が適正にかつ安全に収集運搬できるよ、搬入や運搬時・作業時の安全等の研修を実施した。<br>・直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬した。<br>・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行った。   | 予定通り実施できた。今後も同様に取り組んでいく。   | B  | ・直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。<br>・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。  |   |                           |
|                  |   |      |             |  |   | ③資源物持ち去り行為防止対策   | ごみ集積所に出された再生可能な資源物は市が適切にリサイクルしており、第三者が資源物を市の許可なく持ち去ることを防止するため、広報活動やパトロール等を行います。 | 環境部  | 循環型社会推進課   | ・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行う。持ち去りを行っていた者に対して警告書を交付し対応を行う。<br>・市民からの申し出に応じ、市内のごみステーションに防犯カメラを設置し、資源物持ち去りの抑止、及び持ち去り者の特定を行う。   | ・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行ったが、パトロールによる持ち去り行為は発見できなかった。<br>・市民からの申し出があったため、市内のごみステーション2か所に防犯カメラを設置し、資源物持ち去りの抑止を図った。  | 今後もパトロールを実施し、持ち去り防止を図っていく。   | B  | ・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行う。持ち去りを行う者を発見すれば警告書を交付し対応を行う。<br>・市民からの申し出に応じ、市内のごみステーションに防犯カメラを2台設置しており、資源物持ち去りの抑止、及び持ち去り者の特定を行う。 |                           |
|                  |   |      |             |  | ④ごみ分別方法の統一化等の見直し  | 一部事務組合で処理している諸富町、三瀬地区については、他地区とはごみの分別区分や処理方法、処理体制等が異なっているため、市民への効果的な啓発や効率的なごみ収集に向けて、分別方法や収集体制等の見直しを検討します。                              | 環境部   | 循環型社会推進課   | 諸富町、三瀬地区の分別方法について、春振共同塵芥処理組合の統合(春振クリーンセンターの廃止)時期を目処に、統一する方向で検討を進めながら、新たなリサイクルの方法等についても研究・検討を行う。  | 諸富町、三瀬地区の分別方法について、春振共同塵芥処理組合の統合(春振クリーンセンターの廃止)時期を目処に、統一する方向ではあるが、新たなリサイクルの方法等についても研究・検討を行っている。  | 諸富町、三瀬地区の分別方法について、春振共同塵芥処理組合の統合(春振クリーンセンターの廃止)時期を目処に、統一する方向で検討を進めながら、新たなリサイクルの方法等についても研究・検討を行う。  | B  | 諸富町、三瀬地区の分別方法について、春振共同塵芥処理組合の統合(春振クリーンセンターの廃止)時期を目処に、統一する方向で検討を進めながら、新たなリサイクルの方法等についても研究・検討を行う。  |   |                           |
|                  |   |      |             | (3)民間施設の活用   | ①民間のごみ処理施設でのリサイクルの推進  | 草類や剪定枝は、なるべく焼却処理を避けるため、民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを促します。また、現在は焼却処理している生ごみや紙おむつのリサイクル、焼却灰の溶融処理以外のリサイクルなど、新たなリサイクル手法の導入に向けた調査研究を行います。 | 環境部   | 循環型社会推進課   | ・公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。<br>・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。<br>・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。 | ・公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努めた。<br>・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行った。紙おむつリサイクルに関しては、市内民間事業者と直接、機器メーカーと情報交換の場を設けた。<br>・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施した。 | ・公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。<br>・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。<br>・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。 | B  | ・公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。<br>・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。<br>・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。 |   |                           |
|                  |   |      |             |  |   | (1)水辺空間の整備   | ①親水空間の創出  | 市内の河川・水路において、自然豊かで市民が水と触れ合える親水空間を意識した河川整備を実施します。   | 建設部  | 河川砂防課   | 既存の水辺空間について、適切な維持管理を行う。  | 既存の水辺空間について植栽管理やガス燈修繕を行った。   | 今後も取り組み計画どおり進めていく。   | B   | 既存の水辺空間について植栽管理やガス燈修繕を行う。 |
|                  |   |      |             |  |   |  |   | ②多自然型護岸の整備   | 河川等の整備に際しては、川底に捨石を配置したり、間伐材を活用した捨石柵工を採用するなど、生物の生息環境の確保や自然環境の多様化につながるような多自然型の護岸整備を推進します。  | 農林水産部   | 農村環境課  | 予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。   | 今年度4か所実施した。  | 予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。  | B                         |
|                  |   |      |             |  |   |  | ①河川、水路等の機能保全  | 河川、水路等の機能保全を図るため、浚渫(水底に堆積した土砂をさらう作業)や護岸整備を随時実施し、同時に美しい水辺環境を整備します。                                    | 農林水産部  | 農村環境課   | 予算の範囲で行う。  | 今年度は約20件、地元が浚渫を実施した。   | 予算の範囲で行う。  | B   | 予算の範囲で行う。                 |
|                  |   |      |             | ②地域が一体となった農村環境整備   | 地域の農業用水路、農道等について、農業者だけでなく、住民、団体も参加して行う保全活動を支援し、農業の生産性の低下を防ぐとともに農村の自然環境や景観を守ります。   | 農林水産部  |   | 農村環境課  | 地域の保全活動を支援する。  | 市内全域で多面的機能支援事業の取り組みが行われた。   | 地域の保全活動を支援する。  | B  | 地域の保全活動を支援する。  |   |                           |
|                  |   |      |             |  | ③特定外来生物(水草)の除去による水路の機能保全  | 水路の貯留量の減少や樋門・樋管操作への障害をもたらす特定外来生物の水草の繁茂が確認された場合には、地域住民等と協力して、速やかに除去することで、水路の機能保全や他地域への拡大防止に努めます。  |   | 農林水産部  | 農村環境課  | 嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。  | 嘉瀬・本庄地区で約2300万円をかけて水草除去を行った。   | 嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。   | B  | 嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。  |                           |
|                  |   |      |             |  |   | 建設部  |   | 河川砂防課  | 嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。   | 嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウ及びブラジルチドメグサの除去を行った。  | 今後も取り組み計画どおり進めていく。   | B  | 嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。   |   |                           |
|                  |   |      |             | 建設部  | 南部建設事務所   | 久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。  | 久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサの除去を行った。  | 今後も取り組み計画どおり進めていく。   | B  | 久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。   |  |  |  |   |                           |
| ④市民主体による河川・水路の清掃 | 市民が主体となって実施される身近な河川・水路の浚渫や雑草等の伐採等の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出しやごみの回収などの支援を行います。 | 環境部  | 環境政策課       | 特定外来生物の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等対策により拡大防止に努める。 | 施設管理者と定期的な連絡会議を開催し、発生状況や効果的な防除方法について情報を共有した。発生した水路等受益者(市民)に対して、代表者等を訪問するほか地域へのチラシ配布などにより注意喚起と情報提供を呼びかけた。巡回により早期発見、早期除去を行った。         | 水路等施設管理者による除去や拡大防止に努めているが、徐々に拡大しており、根絶までに至っていない。今後、市民を巻き込んだ防除を進めていくとともに、関係部署と連携して拡大防止に努めると同時に、効果的、効果的な防除体系の確立に向けて取り組む。                 | A   | 特定外来生物の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等対策により拡大防止に努める。   |  |   |  |  |  |   |                           |
|                  |   | 建設部  | 河川砂防課       | 事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。                     | 必要な用具の貸出しやごみの回収を行った。  | 今後も取り組み計画どおり進めていく。   | B   | 必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。  |  |   |  |  |  |   |                           |

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

| 基本目標<br>(4つの柱)   | めざす姿<br>(成果目標)  | 環境項目               | 施策の方向 | 取り組み施策  | 内容  | 担当部   | 担当課  | 令和2年度実績   |   |   | 取り組みに対する自己評価<br>A~D<br>評価がC又はDの場合は理由を記入   | 令和3年度予定<br>取り組み計画<br>(Plan)                                  |  |
|------------------|-----------------|--------------------|-------|---|---|---|--|---|---|---|---|--|--|
|                  |                 |                    |       |   |   |   |  | 取り組み計画<br>(Plan)  | 取り組み内容及び成果<br>(Do・Check)  | 進捗状況、今後の見込み等<br>(Action)  |   |  |  |
| 3-2<br>豊かなみどりの確保 | (1)森林の整備と保全     | ①市有林・公団分収林の育成      |       |   | 水資源の良好な保持と併せて優良な森林資源の確保と財産形成を図るため、間伐や枝打ちなどの森林保育事業を継続して実施します。                                    | 農林水産部   | 森林整備課  | 造林事業や森林環境譲与税を活用した間伐等により、森林保育や森林資源の循環に努める。   | 市有林の下刈、間伐を実施した。<br>令和2年度実績 下刈 11.36ha、間伐 21.98ha  | 今後も継続する。  | B   | 造林事業や森林環境譲与税を活用した間伐等により、森林保育や森林資源の循環に努める。                    |  |
|                  |                 |                    |       |   | 森林管理者等が自ら森林経営計画等を策定することにより、それに基づく計画的かつ効率的な森林整備の推進を図れるため、計画の策定に必要な地域活動等の実施を支援します。                | 農林水産部   | 森林整備課  | 森林経営計画の策定及び進捗状況の確認等、計画作成者の状況に応じて個別に支援していく。  | 森林経営計画作成者それぞれに、事業の進捗確認を行った。   | 今後も継続する。  | B   | 森林経営計画の策定及び進捗状況の確認等、計画作成者の状況に応じて個別に支援していく。                   |  |
|                  |                 |                    |       |   | 地元産材の需要創出による林業の活性化を図るため、木製護岸工事や公共建築物の新設・改修工事に際し、地元産材を積極的に採用します。                                 | 農林水産部   | 森林整備課  | 市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。   | 「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」により地元産材を活用した。令和2年度 公共建築物 19件   | 今後も継続する。  | B   | 市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。                                |  |
|                  |                 |                    |       |   | 建設部   | 建築住宅課   | 建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とする。  | 計画に準じて発注を行っている。(採用率70%以上)   | 今後も継続する。  | A   | 建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とする。   |  |  |
|                  |                 |                    |       |   |   |   | 農林水産部  | 森林整備課   | 「ふじ森林文化フェスタ」及び、春の「森林浴体感ツアー」及び「モニターツアー」は新型コロナによる中止、秋の「森林浴体感ツアー」及び「モニターツアー」と、「林業就業体験」を実施した。 | 今後も継続する。  | B   | 外部団体(佐賀市林業推進協議会、佐賀市親林交流隊等)と協力し啓発に努める。<br>緑の募金を活用した事業で啓発に努める。 |  |
|                  |                 | 建設部                | 緑化推進課 | 植樹・育樹を行っている14団体へ緑の募金による助成を行った。  | 次年度以降も緑の募金事業として支援を行っていく予定。  | B   | 緑の募金を活用した事業で啓発に努める。  |   |   |   |   |  |  |
|                  |                 |                    |       | 総務部   | 契約監理課   | 間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。  | 間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。全部署で導入できるようにしている。  | B   | 間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。  |   |   |  |  |
|                  |                 | ⑤間伐材を使用したコピー用紙等の導入 |       |   | 市役所で使用するコピー用紙等について、間伐材が使用されており、購入費の一部が森林所有者に還元される製品を全部署で継続して導入するとともに、他の地方公共団体や民間事業者への導入拡大を図ります。 | 農林水産部   | 農業振興課  | 農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。  | 令和2年度に5件のマッチングを行った。   | 今後も市報やチラシの配布等で、農地の出し手・受け手の募集を行っていく。   | B   | 農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。                   |  |
|                  |                 |                    |       |   | 農林水産部   | 農業振興課   | 有機農業研修・体験学校を年間14回開催する。   | 令和2年度に農業体験・体験学校を14回実施した。  | 今後も、有機農業研修・体験農業を計画に基づき開催し、農業や化学肥料を使わない、人と環境にやさしい農作物栽培である有機農業へ理解を図っていく。                    | B   | 有機農業研修・体験学校を年間14回開催する。  |  |  |
|                  |                 |                    |       |   | 建設部   | 緑化推進課   | 地域で緑化活動を行う自治会やボランティア団体、自らの敷地内の緑化を行う市民・事業者への支援を推進します。   | 建設部   | 緑化推進課   | 地域の緑化活動への支援を行う。   | 地域の緑化活動支援を342件行った。  | 活動を休止する団体がある一方、新規で活動を開始する団体もあるため、支援件数は横ばいになると予想される。          | A  |
|                  | 建設部             |                    |       |   |   |   | 緑化推進課  | 公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を進めていく。   | 公園施設内の老朽化に伴い、交換する電灯具のLED化を16箇所行った。  | 交換する電灯具がある場合はLED化を積極的に行う。   | A   | 公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を進めていく。                              |  |
|                  | 建設部             |                    |       |   | 道路整備課   | 佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共施設等の緑化基準及び緑化指針を定め、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化や街路樹の整備を計画的に実施します。 | 建設部  | 緑化推進課   | 公共施設への花苗配布を477件行った。   | 花苗配布については、今後も計画的に行う。  | A   | 佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化を計画的に行う。                |  |
|                  |                 | 建設部                | 道路整備課 | 佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化を計画的に行う。   |   | 大町北島線の道路改良に伴い、整備完了区間に街路樹として『ヒツパタゴ(別名:ナンジャモンジャ)』の木を14本植樹した。                  | 佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化を計画的に行う。  | B   | 佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化を計画的に行う。   |   |   |  |  |
|                  | ④グリーンツーリズムの推進   |                    |       | 地域住民による地域の特性を活かした農山漁村環境の活性化を支援するとともに、農業体験イベントの実施やグリーンツーリズムイベントの情報を積極的に発信するなど、グリーンツーリズム実践者の育成を図り、農山漁村と都市との交流を深めます。 | 農林水産部   | 農業振興課   | 食と農体験交流ツアーや、農林漁業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業を実施する。   | 市主催で食と農体験交流ツアーを3回実施、市農山漁村交流支援事業補助金を2団体に助成した。また、これらのイベントに対して441名の参加を頂いた。   | 今後も、農業体験イベントの開催や活動団体に対する支援を行い、グリーンツーリズム実践者の育成を図り、農山漁村と都市の交流を深めていく。                        | C   | 新型コロナウイルス感染症の影響により、実施回数が増減した。<br>新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、食と農体験交流ツアーや、農林漁業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業を実施する。 |  |  |
|                  |                 |                    |       | ①生物環境への影響に配慮した公共工事の調整   | 環境部   | 環境政策課   | 市の前後に環境調査を行う。特定の環境問題をテーマとした佐賀市自然環境懇話会を開催する。市の公共工事担当者を対象に生物多様性等に関する研修会を開催する。                        | 環境部   | 環境政策課   | ・各工事の環境調査を専門家と実施(14件)<br>・2/8に佐賀市自然環境懇話会を開催した。<br>「公共工事に伴う環境調査の実施状況について(8件)」及び「佐賀市の持続可能かつ効果的な実態把握とその利活用について」をメインテーマとした。<br>・市の職員を対象に、生物多様性に関する研修会を実施した。(新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインによる動画視聴) | ・環境調査依頼は随時受け付けている。<br>・移植した植物のその後の植生状況を確認するなど、工事後の検証も引き続き行う。  | A  | 工事の前後に環境調査を行う。特定の環境問題をテーマとした佐賀市自然環境懇話会を開催する。市の公共工事担当者を対象に生物多様性等に関する研修会を開催する。 |
|                  |                 |                    |       |   |   |   | 環境部  | 環境政策課   | 白石原湿原の自然環境を適切に維持管理する。市ホームページで湿原に生息する生き物の情報を発信する。  | 当湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託した。<br>草刈・清掃:5回 草刈・樹木剪定・伐採:1590kg<br>水草除去:1回 巡回回数:223日  | 当湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託し、生物多様性の保全の確保と利活用を図る。   | B  | 白石原湿原の自然環境を適切に維持管理する。市ホームページで湿原に生息する生き物の情報を発信する。                             |
|                  | ③外来生物への対策       | 環境部                | 環境政策課 | 外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応する。   | 市ホームページや関係機関にチラシを設置するなど、周知を行った。   | 引き続き、広報を行う。   | B  | 外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応する。   |   |   |   |  |  |
|                  | (2)自然観光資源の保全と活用 | ①北部山麓一帯の活用推進       |       |   | 建設部   | 緑化推進課   | 自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。  | 金立シャワーロードの維持管理を行った。<br>支障木伐採:20箇所<br>除草:2回<br>低木剪定:2回   | 緑のシャワーロード内のパトロールを含め、引き続き維持管理を行う。  | A   | 自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。   |  |  |
|                  |                 |                    |       |   | 経済部   | 観光振興課   | 北部山麓一帯の歴史や自然等の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行います。 | ・「みつけ高原キャンペーン」を実施し、直売所・そば街道・フルーツ農園・釣りなどをPRした。<br>⇒R2参加実績1,271人(R2.9.18~12.31)<br>・古湯・熊の川温泉郷をPRするとともに、周辺の県民の森・ダム・熊の川温泉 R2利用実績約22万人<br>⇒古湯・熊の川温泉 R2利用実績約22万人<br>・8/1に北山湖サイクリングロードを巡ってスタンプを集めるスタンプラリーや自然が体験できるイベント「北山フェスタ・スタンプラリー」を開催した。<br>⇒R2参加実績 スタンプラリー237人、体験イベント201人 | 計画どおり実行できている。<br>引き続き取り組みを行っていく。  | A   | ・北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどのPRを行う。<br>・ソーシャルディスタンスを確保しながら、自然環境を活かした体験型イベントなどを開催する。                                     |  |  |

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

| 基本目標<br>(4つの柱) | めざす姿<br>(成果目標) | 環境項目                 | 施策の方向                          | 取り組み施策   | 内容   | 担当部   | 担当課                                | 令和2年度実績   |  |   | 取り組みに対する自己評価 |   | 令和3年度予定  |  |
|----------------|----------------|----------------------|--------------------------------|--|--|-------|------------------------------------|---|--|---|--------------|---|--|--|
|                |                |                      |                                |  |  |       |                                    | 取り組み計画<br>(Plan)  | 取り組み内容及び成果<br>(Do・Check)   | 進捗状況、今後の見込み等<br>(Action)  | A～D          | 評価がC又はDの場合は理由を記入  | 取り組み計画<br>(Plan)   |  |
|                |                |                      |                                | ②希少生物の保存と観光資源活用  | 有明海の干潟に自生する絶滅危惧種「シチメンソウ」や久保泉町帯隈山に自生する国指定天然記念物「エヒメアヤメ」など、地元住民が愛し、自然観光資源として保存・活用を図っている希少生物について、住民が行う生息環境の保存活動等を支援します。  | 教育部   | 文化振興課                              | 国指定天然記念物「エヒメアヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。  | 10月～11月に実施済み。  | 今年度は完了。<br>来年度以降も計画的に実施する。  | B            |   | 国指定天然記念物「エヒメアヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。   |  |
|                |                |                      |                                | ③河群林(横堤)の維持管理  | 佐賀平野に残された貴重なグリーンベルトである横堤を、ふるさとの原風景、歴史的遺産として保存し整備します。   | 農林水産部 | 農村環境課                              | 良好な管理を行う。   | 6～8月に1回、10～12月に1回の計2回の除草、伐採を地元自治会が行った。   | 良好な管理を行う。   | B            |   | 良好な管理を行う。  |  |
|                |                |                      | (3)ラムサール条約登録地「東よか干潟」の保全とワイズユース | ①干潟の保全   | 有明海に広がる東よか干潟は、豊富な栄養分や日本一の潮の満ち引きなどを背景に、多くの固有種や希少種が生息するなど多様な生態系を育んでいます。また、東アジアにおける渡り鳥の重要な中継地・越冬地として、種の生息を支える国際的に貴重な生物の生息環境であり、市民や事業者等と協力して干潟環境を保全することにより、東よか干潟が有する独特の生態系を維持します。  | 環境部   | 環境政策課                              | 干潟の保全については、平成30年3月に策定した「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」に基づき、「佐賀の誇りを未来へ」という基本方針に沿って、地元や市民、企業等の協力により保全活動を推進していく。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸清掃活動</li> <li>・シチメンソウ保全活動</li> <li>・各種環境調査</li> <li>・環境評価の仕組みづくり</li> <li>・海岸漂着物対策</li> <li>・濁泥堆積に関する検討 など</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東与賀海岸の清掃活動は企業やボランティアにより継続的に実施された。職員による定期的な清掃活動も実施した。</li> <li>・東よか干潟の環境保全及び利活用の促進を図るため、干潟に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握するための市民調査を6、9月に行った。</li> <li>・条約登録区域周辺の底生調査を佐賀大学に委託し実施した。</li> <li>・令和元年度から東よか干潟及びシチメンソウヤード周辺に生育する植物についても、調査業務委託を行った。</li> <li>・東与賀支所を中心にシチメンソウ保全の取り組みを実施。シチメンソウの移植、シチメンソウヤードの排水対策のための溝切りと土壌改良、シチメンソウの種まき等。立ち枯れの要因解析を佐賀大学に委託し実施した。</li> <li>・7月豪雨及び9月の台風接近によりごみが海域に流出し、東与賀海岸に漂着。県、東与賀支所と連携し、業者による撤去、または一部自力での除去を行った。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も干潟及び動植物にとつての環境保全及び景観の維持に努めるため、事業者や一般ボランティア、市民と協働し海岸清掃活動を継続する。</li> <li>・調査のデータ蓄積により、東よか干潟の環境を把握する大きな材料となるため、継続して東よか干潟の環境調査を実施するとともに、関係者内で情報を共有し、環境の変化等があれば迅速に把握し対策を講じる。</li> <li>・シチメンソウ保全活動は、主管である東与賀支所と協力しながら、立ち枯れの原因究明及び具体的な対策等について、引き続き連携していく。</li> <li>・海岸漂着物対策については、大量の漂着ごみが発生した場合、佐賀県とも情報共有しながら対策を講じる。</li> </ul> | B            |   | 干潟の保全については、平成30年3月に策定した「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」に基づき、「佐賀の誇りを未来へ」という基本方針に沿って、地元や市民、企業等の協力により保全活動を推進していく。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸清掃活動</li> <li>・シチメンソウ保全活動</li> <li>・各種環境調査</li> <li>・環境評価の仕組みづくり</li> <li>・海岸漂着物対策</li> <li>・濁泥堆積に関する検討 など</li> </ul>   |  |
|                |                |                      |                                | ②交流・学習の機会の提供   | 干潟に関心を持つ人々が情報を共有し、連携・協力する仕組みを構築することにより、干潟を介した交流の促進を図り、多くの人が干潟について学習する機会を提供するため、ガイドを養成するとともに拠点施設の整備等を検討します。   | 環境部   | 環境政策課                              | 東よか干潟ラムサールクラブについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度の活動は中止する。ただし、東よか干潟ビジターセンターにて、子ども達に環境学習の機会を提供する。<br>ボランティアガイドの運営については、引き続き土日祝日を中心とした活動を行うとともに、知識とスキル向上のための研修の機会を設けること等により、来訪者へのおもてなしの充実を図る。<br>東よか干潟ビジターセンターについては、完成後の交流学習や利活用等の推進について、地域や関係者とともに進めていく。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・学習機会の創出</li> <li>・将来の干潟の保全等を担う人材の確保</li> <li>・国内外のラムサール条約登録地等との連携・交流</li> <li>・教育プログラムの整備・充実</li> <li>・リピーターの確保対策 など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○東よか干潟ビジターセンターの運営</li> <li>・10月20日に開館し東よか干潟の保全、ワイズユース、学習・交流を推進し、天候を気にせず、その魅力を伝えるために運営を行った。令和2年度来館者数88,868人</li> <li>○東よか干潟ボランティアガイド活動</li> <li>・東よか干潟の価値や魅力を現地でも案内するガイドを運営。24人が登録。年間約9,400人の来訪者に対し、飛来する野鳥の説明や、国内最大の群生を誇る塩生植物シチメンソウについて、その価値や魅力を伝えた。</li> <li>○東よか干潟ガイドンスルールの運営</li> <li>・東よか干潟の価値や魅力を現地でも伝える仮設展示スペースとしてガイドンスルールの3月末まで運営。約33千人の利用があった。</li> <li>○他の湿地との交流</li> <li>・荒尾干潟と肥前鹿島干潟との3湿地の連携については、定期会議の開催やイベント情報の交換などを行った。</li> <li>○小中学校学習支援</li> <li>・東よか干潟で学習する市内小中学校に対し、利用するバスの借上げ料の一部を市が負担する取り組みを実施した。利用校:10校、来訪者:約840名</li> </ul> | 東よか干潟の環境保全やワイズユースを支える交流・学習、普及・啓発の取り組みに対し東よか干潟ビジターセンター(ひがさす)の果たす役割は非常に大きいものがある。<br>そのため、学習プログラムを構築し野外授業の受け入れを積極的に行う。<br>また、普及啓発イベントを開催し、各種団体や他湿地との交流を深めラムサール条約の推進を行う。  | B            |   | 東よか干潟ラムサールクラブについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、募集を行わず、東よか干潟ビジターセンターにて、子ども達に環境学習の機会を提供する。<br>ボランティアガイドの運営については、引き続き土日祝日を中心とした活動を行うとともに、知識とスキル向上のための研修の機会を設けること等により、来訪者へのおもてなしの充実を図る。<br>東よか干潟ビジターセンターについては、交流学習や利活用等の推進について、地域や関係者とともに進めていく。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・学習機会の創出</li> <li>・将来の干潟の保全等を担う人材の確保</li> <li>・国内外のラムサール条約登録地等との連携・交流</li> <li>・教育プログラムの整備・充実</li> <li>・リピーターの確保対策 など</li> </ul> |  |
|                |                |                      |                                | ③干潟の観光資源としての活用   | 地域が干潟からの恵みを得ながら干潟の保全を図ることで、干潟の持続的な利用が可能となることから、ラムサール条約登録地である東よか干潟の魅力を生かすべく、積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を鍵とした地域活性化につなげていきます。   | 経済部   | 観光振興課                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光パンフレット・ホームページ等でPRする。</li> <li>・2020年秋オープン予定の東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」や橋の駅ドロンパ、佐野常民記念館など周辺南部観光施設との連携強化を図る。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光パンフレット等でのPRを行った。</li> <li>・干潟よか公園特有のロケーションを活かした新たな観光コンテンツづくりとしてキャンプ実証試験を実施した。</li> <li>・各施設を含めた市南部を周遊するサイクリングコースを造成した。</li> </ul>  | 計画どおり実行できている。<br>引き続き取り組みを行っていく。  | A            |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光パンフレット、ホームページ等でPRする。</li> <li>・東よか干潟及び関連施設の活用や橋の駅ドロンパ、佐野常民記念館等の南部観光施設等との連携による観光推進を図る。</li> </ul>   |  |
|                |                |                      |                                |  | 令和2年秋に開館予定である東よか干潟ビジターセンターを核として東よか干潟の魅力を生かすべく、積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を鍵とした地域活性化につなげていく。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業・バードウォッチング利用の促進</li> <li>・市内観光地との連携</li> <li>・干潟の魅力の発掘・発信</li> <li>・干潟の文化や技術の記録と継承</li> <li>・干潟の恵みのブランド化による地域振興 など</li> </ul> | 環境部   | 環境政策課                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント関係</li> <li>・10月20日にひがさすがオープンし、施設を中心としたイベントを開催した。(開館記念講演会、初日の出鑑賞、ひがさすフェス)</li> <li>・各種団体との共催により干潟の生物調査や海苔漕ぎ体験を開催し、地域との連携ができた。</li> <li>○シギの恩返し米プロジェクト</li> <li>・農業振興課や地元農家、農協等を中心にラムサールブランドとして首都圏へのPRや市内店舗での取り扱いを推進した。</li> </ul>   | 東よか干潟の自然環境と生物多様性の保全を推進し、持続可能な利用による地域振興を図るため、東よか干潟ビジターセンター(ひがさす)を中心に交流・学習機能の充実、また市の重要な観光拠点として市内外にPRし地域振興につなげるための取り組みを推進していく。<br>また、シチメンソウや干潟よか公園、リニューアルオープン予定の佐野常民記念館等と連携し、市南部地域の観光振興を推進していく。   | B   |              | 東よか干潟ビジターセンターを核として東よか干潟の魅力を生かすべく、積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を鍵とした地域活性化につなげていく。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業・バードウォッチング利用の促進</li> <li>・市内観光地との連携</li> <li>・干潟の魅力の発掘・発信</li> <li>・干潟の文化や技術の記録と継承</li> <li>・干潟の恵みのブランド化による地域振興 など</li> </ul> |  |  |
| 3-4            | 自然環境と調和した都市づくり | (1)みどりや水と共存する都市景観の形成 | ①都市の風致の維持・保全                   | 自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画上、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な風致地区については、佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき建築制限等の規制誘導を進めています。 | 建設部  | 建築指導課 | 佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。 | 申請許可0件  | 今後も適切な規制誘導を行う。   | B   |              | 佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。  |  |  |
|                |                |                      |                                | ②住民主体の環境保全等のルールづくり   | 住民自らが良好な住環境の保全・形成等を図るため主体的に定める協定や地区計画等のルールづくりを支援します。   | 建設部   | 都市政策課                              | 必要に応じて、ルールづくりを支援する。   | 協定や地区計画等のルールづくりについて、市民からの要望等なく、実績なし。   | 今後も必要に応じて、ルールづくりを支援する。  | B            |   | 必要に応じて、ルールづくりを支援する。  |  |
|                |                |                      |                                | ③良好な景観の形成  | 景観形成地区の指定や建築行為等の際の届出制度、景観賞の表彰等を実施し、良好な景観形成を推進するとともに、屋外広告物の適正化を図ることにより、本市ならではの特色がある景観の形成をめざします。   | 建設部   | 建築指導課                              | 景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、市民への景観に対する意識付け、屋外広告物の適正な届出・誘導を行う。  | 景観届出誘導102件<br>景観賞応募総数207件<br>屋外広告物許可555件   | 今後も適切な誘導を行う。  | B            |   | 景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、市民への景観に対する意識付け、屋外広告物の適正な届出・誘導を行う。   |  |

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

| 基本目標<br>(4つの柱)     | めざす姿<br>(成果目標)                            | 環境項目              | 施策の方向  | 取り組み施策         | 内容  | 担当部  | 担当課   | 令和2年度実績  |   |   | 取り組みに対する自己評価  | 令和3年度予定  |  |
|--------------------|---|-------------------|--|----------------|---|--|---|--|---|---|---|--|--|
|                    |   |                   |  |                |   |  |   | 取り組み計画<br>(Plan)   | 取り組み内容及び成果<br>(Do・Check)  | 進捗状況、今後の見込み等<br>(Action)  |   |  |  |
|                    |   |                   | (2)歴史や文化に根ざした環境の保全   | ①歴史あるみどり空間の保全  | 天然記念物に指定された樹木の樹勢調査を実施したり、古くから伝わる古木や巨木を保存樹等として指定し、所有者と協力しながら、歴史あるみどり空間の保全を図ります。  | 建設部  | 緑化推進課   | 指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。   | 保存樹新規登録本数:1本<br>保存樹指定解除:2本<br>樹勢回復治療本数:1本   | 今後も引き続き、所有者と連携を取りながら、保全を図る。   | B   | 指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。   |  |
|                    |   |                   |  | ②景観重要建造物等の保存   | 歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物等として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を進めます。  | 建設部  | 建築指導課   | 景観重要建造物等の補修等に対し、4件の助成を行う。  | 助成件数 5件   | 今後も所有者と協議しながら適切な保全を行う。  | B   | 景観重要建造物等の補修等に対し、4件の助成を行う。  |  |
|                    |   |                   |  | ③景観重要建造物等の保存   | 歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物等として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を進めます。  | 建設部  | 建築指導課   | 景観重要建造物等の補修等に対し、4件の助成を行う。  | 助成件数 5件   | 今後も所有者と協議しながら適切な保全を行う。  | B   | 景観重要建造物等の補修等に対し、4件の助成を行う。  |  |
| 4<br>安全で快適な生活環境のまち | 市民一人ひとりが、生活環境の向上に<br>取り組み、安全で快適な生活を営んでいる。 | 4-1<br>身近な生活環境の保全 | (1)生活に密着した環境問題の改善  | ①ペット類の適正飼育の促進  | ペット類の飼い主に対して適正飼育の意識啓発を行い、近隣住民とのトラブルの回避や咬傷事故の防止等を図るとともに、狂犬病予防集団注射を市内各地域で実施して、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。また、野良猫による被害を抑制するため、地域猫や飼い猫の不妊去勢手術費用の助成等の対策を行います。 | 環境部  | 環境政策課   | ・狂犬病予防集合注射の実施<br>・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発<br>・地域猫不妊去勢手術費用の助成<br>・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成<br>・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成 | ・狂犬病予防集合注射を4月に実施(36会場、1,993頭)<br>・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発<br>・犬のしつけ方教室を動画配信(全5回)<br>・地域猫不妊去勢手術費用の助成(4月～オス13匹メス135匹、助成額282万5千円)<br>・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成(オス21匹メス57匹、助成額27万円)<br>・公園を棲み処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成(オス16匹メス33匹、助成額608,410円) | 今後も狂犬病予防集合注射、犬猫の適正使用の啓発、犬のしつけ方教室の開催、猫の不妊去勢手術費用の助成を行う。                               | A   | ・狂犬病予防集合注射の実施<br>・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発<br>・地域猫不妊去勢手術費用の助成<br>・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成<br>・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成 |  |
|                    |   |                   |  | ②衛生害虫駆除の推進     | 水路に生息するアカイエカの幼虫を駆除することにより、日本脳炎等の伝染病の発生を予防するとともに、居住区域の水溜り等で発生するやぶ蚊の対策について啓発を行い、住み良い生活環境を実現します。   | 環境部  | 環境政策課   | ・委託によるアカイエカの防除<br>・ヤブ蚊対策の啓発<br>・衛生害虫等に関する相談対応  | ・委託によるアカイエカの防除。(幼虫発生河川数(単)が289、さなぎ発生河川数(単)が121。)<br>・ヤブ蚊対策の啓発出前講座:1回<br>・衛生害虫等に関する相談対応:7件   | ・幼虫発生河川箇所(単)、さなぎ発生河川(単)について、昨年度とほぼ同じだった。<br>・出前講座や衛生害虫等に関する相談については、要望があれば、その都度対応する。 | A   | ・委託によるアカイエカの防除<br>・ヤブ蚊対策の啓発<br>・衛生害虫等に関する相談対応  |  |
|                    |   |                   |  | ③家庭ごみ等の野外焼却の禁止 | 家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行うことにより、煙害の防止に努め、良好な生活環境を守ります。   | 環境部  | 環境保全課   | ・野外焼却の自粛を呼び掛ける。<br>・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。                                       | ・野外焼却の自粛を呼び掛けた。<br>・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行った。   | ・野外焼却の自粛を呼び掛ける。<br>・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。                    | A   | ・野外焼却の自粛を呼び掛ける。<br>・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。                                       |  |
|                    |   |                   |  | ④身近な生活環境改善の啓発  | 生活環境に起因する市民等からの相談、近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行います。   | 環境部  | 環境政策課   | 生活環境に関する相談対応を行う。   | 生活環境に関する相談対応(236件)  | 引き続き、相談対応を行う。   | A   | 生活環境に関する相談対応を行う。   |  |
|                    |   |                   |  | ⑤空き家等の適正管理     | 倒壊事故や衛生害虫の発生等、空き家・空き地の管理不全による影響から周辺住民の生活環境を保全するため、空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理の啓発や改善指導、解体費用の助成等を行います。  | 建設部  | 都市政策課   | 危険な空き家に対して解体費の助成を12件行う。  | 助成件数 11件  | 今後も引き続き助成制度の周知を行う。  | B   | 危険な空き家に対して解体費の助成を14件行う。  |  |
|                    |   |                   |  | ⑥不法投棄の防止対策     | パトロールや市民からの通報等で発見した不法投棄ごみについては、投棄者の割り出しに努め、判明した場合には、警察とも協力して厳正な指導を実施します。  | 環境部  | 環境保全課   | パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。   | パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行った。   | パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。  | A   | パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。   |  |
|                    |   |                   |  | ①清掃活動の推進       | 毎年6月の「県内一斉ふるさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援します。  | 環境部  | 環境保全課   | 市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行う。  | 市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行った。  | 今後も同様の事業を実施し、清掃活動の推進及び支援を行う。  | A   | 県下一斉ふるさと美化活動や市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行う。   |  |
|                    |   |                   |  |                | ②清掃ボランティアの支援  | 地域の自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみ回収などの支援を実施します。        | 環境部   | 環境保全課  | 地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。  | 地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行った。   | 地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。                                | A  | 地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。   |
|                    |   |                   |  | (3)安全な水道水の安定供給 | ①安全でおいしい水の確保  | 水源から蛇口までのあらゆる過程における水質管理の徹底や施設の適切な運用により、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。                 | 上下水道局   | 浄水課  | 水質事故0%を維持する。  | 水質事故0%を維持   | 今後も水質事故0%の維持に努めていく。   | A  | 水質事故0%を維持する。   |
|                    |   |                   |  |                | ②水道フェアの開催等による啓発   | 市ホームページや出前講座、水道週間の期間中に開催する水道フェアの取り組みなどを通して、水道水の知識や水源の保全と監視の重要性などについて啓発を行います。 | 上下水道局   | 総務課  | コロナ禍の影響により、本年度は、出前講座や水道フェアによる啓発ではなく、ホームページや上下水道だより(年2回)といった広報媒体を使用した啓発を行う。  | 上下水道フェア(中止)<br>出前講座R2年度実績:1回<br>月刊ぶらさへの広報記事掲載                                       | コロナ禍により上下水道フェアが中止となり、出前講座のキャンセルも相次いだため、代替策として月刊ぶらさへの広報記事を掲載し啓発を行った。 | A  | コロナ禍の影響により、本年度も出前講座や上下水道フェアによる啓発の実施が不透明な状況であるため、代替策としてホームページや上下水道だより(年2回)といった広報媒体を使用した啓発を実施していく。 |
|                    |   |                   |  |                | ③水道水の水質検査の実施  | 毎年度策定する水道水質検査計画に基づき、水道水の水質検査を実施するとともに、検査計画及び検査結果を随時公表し、水道水の水質の安定に努めます。       | 上下水道局   | 浄水課  | ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)   | ・ホームページに毎月1回公表<br>・上下水道局広報誌に次年度水質検査計画と前年の水質検査結果の概要を掲載(年1回春頃)                        | 今後もホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行っていく。                      | A  | ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)  |
|                    |   |                   |  | 4-2<br>生活排水の対策 | (1)下水等の処理   | ①公共下水道への接続率向上と適正管理   | 下水道施設の効率的かつ効果的な整備と適切な維持管理を行うとともに、下水道への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。 | 上下水道局  | 業務課   | 下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。   | 夜間訪問等を行い、日中留守のお宅に対しても接続指導を行うことができた。夜間訪問件数86件中、面談件数65件。              | 引き続き夜間訪問を実施し、接続に対する意識を高めていく。   | A  |
|                    |   | 上下水道局             | 下水道工務課   |                |   |  | 下水道整備率(浄化槽を除く)について、令和6年度を目標年度とし、95.5%を目指す。                  | 整備率94.09%(昨年度93.92%)   | 引き続き未普及地区の整備工事を推進していく。  | A   | 下水道整備率(浄化槽を除く)について、令和6年度を目標年度とし、97.3%を目指す。                          |  |  |
|                    |   | 上下水道局             | 下水エネルギー推進室   |                |   |  | 放流水質基準内の排水を行う。  | 定期的に水質試験を実施し、基準内であることを確認した。  | 今後も監視等続けていきます。  | A   | 定期的に水質試験を実施し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行います。            |  |  |
|                    |   | 上下水道局             | 下水道工務課   |                |   | 市営浄化槽整備率(新規)について、令和6年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。                              | 普及率63.75%(昨年度58.44%)  | 申請に基づく設置工事を推進するとともに、未設置個所に個別訪問を行うなど普及啓発に努める。   | A   | 市営浄化槽整備率(新規)について、令和7年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。                                     |   |  |  |
|                    |   | ②し尿等の処理           | 家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。 |                |   | 環境部  | 衛生センター  | 処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)   | 処理停止が生じないよう、定期メンテナンスを含む適正な運用管理を実施した。  | 処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)  | B   | 処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)   |  |

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

| 基本目標<br>(4つの柱) | めざす姿<br>(成果目標)  | 環境項目  | 施策の方向      | 取り組み施策              | 内容  | 担当部   | 担当課                                    | 令和2年度実績                           |   |   | 取り組みに対する自己評価<br>A~D<br>評価がC又はDの場合は理由を記入                          | 令和3年度予定<br>取り組み計画<br>(Plan)                       |   |   |   |   |
|----------------|---|---|------------|---------------------|---|---|--|-----------------------------------|---|---|--|---|---|---|---|---|
|                |   |   |            |                     |   |   |  | 取り組み計画<br>(Plan)                  | 取り組み内容及び成果<br>(Do・Check)  | 進捗状況、今後の見込み等<br>(Action)  |  |   |   |   |   |   |
| 4-3<br>地域環境の保全 |   |   | (1)監視測定の実施 | ①監視測定の実施            | 市民の快適な生活環境を確保するために、水質、騒音、振動、大気等の測定調査を継続的に実施し、その結果を情報提供します。  | 環境部   | 環境保全課                                  | 各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対する的確な情報提供を行う。 | 各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対する的確な情報提供を行った。  | 各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対する的確な情報提供を行う。   | A  | 各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対する的確な情報提供を行う。                 |   |   |   |   |
|                |   |   |            | (2)公害等の発生防止対策       | ①事業所への環境保全関連の指導   | 事業所等に対して、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項について適正な指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を実施します。  | 環境部                                    | 環境保全課                             | ・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。<br>・特定事業場等への立入調査を行う。                          | ・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行った。<br>・特定事業場等への立入調査を行った。                      | ・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。<br>・特定事業場等への立入調査を行う。     | A   | ・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。<br>・特定事業場等への立入調査を行う。  |   |   |   |
|                |   |   |            |                     | ②水質汚染への対応   | 河川等への油流出及び魚のへい死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。   | 農林水産部                                  | 農村環境課                             | 事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。  | 事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施した。  | 今年度は油流出が4件発生し、迅速に対応を行った。   | 今後も取り組み計画どおり進めていく。                                | B   | 事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。  |   |   |
|                |   |   |            | ③家畜排せつ物法に基づく適正管理の指導 | 家畜のふん・尿の不適正な管理による悪臭や水質汚染の発生を防止するため、農業者に対して、家畜排せつ物法に基づき、堆肥として農地に還元するなどの適正処理を行うよう指導します。また、堆肥の発酵促進及び農産物の高付加価値化を図るための取り組みを推進していきます。 | 農林水産部   | 農業振興課                                  | 生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。 | 生産組合長会議で経営所得安定対策等推進事業の耕畜連携助成等についての資料を配布し、その結果多数の農業者が取組みを行った。                          | 引き続き、生産組合長会議で資料を配布して耕畜連携助成等の周知を行うことで、取組を継続する。                                       | B  | 生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。                 |   |   |   |   |
|                |   |   |            |                     | ④麦わら・稲わらのすき込み利用等によるわら焼却の抑制  | 麦わら・稲わらのすき込みや、畜産農家との連携による飼料・敷きわら等としての利用を促進することで、わら焼却を抑制し、環境や人への煙害を防ぎます。   | 農林水産部                                  | 農業振興課                             | 麦わら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する   | 麦わら、稲わらの有効活用に関するチラシを窓口を設置した。また、生産組合長会議で資料を配布し周知を行った。わら焼却の情報があつた際は、現地でも農業者に呼びかけを行った。 | 県やJA等で組織する「佐賀県稲わら麦わら適正処理対策会議」からの情報を活用し、取組を継続する。                  | B   | 麦わら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する。  |   |   |   |
|                |   |   |            | (3)化学物質への対策         | ①市の事業における化学物質対策   | 施設の新設・改修や樹木の消毒等を行う際には、本市が策定した『化学物質の使用に関するガイドライン』に基づき、化学物質の使用による健康被害等が発生しないように努めます。  | 環境部                                    | 環境保全課                             | ・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。<br>・薬剤使用実態調査を行う。   | ・化学物質の使用に関するガイドラインを周知した。<br>・薬剤使用実態調査を行った。  | ・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。<br>・薬剤使用実態調査を行う。                        | A   | ・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。<br>・薬剤使用実態調査を行う。   |   |   |   |
|                |   |   |            |                     | ②学校における適切な環境の維持及び改善   | 児童生徒等の健康を保持増進し、学習効率の向上を図るため、学校安全保健法の定めにより、学校環境衛生規程に照らし、定期的に環境衛生検査を実施します。教室等の定期検査の一つとして、ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物の検査を実施し、検査結果によっては換気扇の設置等の対応を行います。また、ホルムアルデヒド簡易検知器の貸し出しも行います。 | 教育部                                    | 学事課                               | 揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各1箇所)<br>※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により学校の夏休み期間が短縮となったため各校1箇所実施する。 | 夏休み期間に市立小中学校52箇所ホルムアルデヒドの検査を実施した。   | 室内空気中のホルムアルデヒド等の濃度を下げるには換気を十分に行うこと等、運用面での対応(換気扇の稼働等)に係る注意喚起を行った。 | B   | 揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各2箇所)   |   |   |   |
|                |   |   |            | 適応策                 |   |   | 農林水産業                                  | 気候変動に適応した農作物への転換支援                | 高温の気象条件に対応した作物の品種改良や変更に関する情報を収集し、農家等へ情報提供します。   | 農林水産部   | 農業振興課  | 国や県から得た情報についてはホームページ等に掲載することで情報提供を行う。             | 農産物の新品種や新技術の開発、試験研究等については、佐賀県農業試験研究センターが、また農業技術及び病害虫防除については佐賀県農業技術防除センターが取り組んでおり、本市も技術的な情報の収集を行うとともに、特に病害虫の発生予察情報については、市ホームページに掲載し注意喚起を促している。 | 引き続き気候変動による適応のための農作物の新品種開発・改良・試験研究成果等の情報をはじめ、気候変動に関与があると思われる病害虫の発生状況及び防除方法等についても、国や県等の専門機関から情報を収集し、適宜農家等へ情報を提供する。 | B | 気候変動による適応のための農作物の新品種開発・改良・試験研究成果等の情報をはじめ、気候変動に関与があると思われる病害虫の発生状況及び防除方法等についても、国や県等の専門機関から情報を収集し、適宜農家等へ情報を提供する。 |
|                |   |   |            |                     |   |   |  | 有明海の漁業者への情報提供支援                   | 県と連携し、県で計測している海況・気象データを漁業者が役立てられるように情報提供などの支援を行います。                                   | 農林水産部   | 水産振興課  | 県と連携し、県で計測している海況・気象データを漁業者が役立てられるように情報提供などの支援を行う。 | 県の海況データが漁協(漁業者)と市に随時提供をされており、それぞれ状況の把握ができています。漁業者はこの情報を漁場での作業等に役立てている。  | 漁業者は県の情報により漁場に対応しているが、必要に応じて市も支援・連携できるよう、今後も情報共有していく。   | B | 県から提供されるデータを市も把握し、必要に応じて支援・連携できるよう努める。  |
|                |   |   |            |                     |   |   |  | 水環境・水資源                           | 水道に関する知識の普及啓発   | 水道出前講座や施設見学、水道週間等の実施により、水の重要性の啓発を行います。  | 上下水道局  | 総務課   | 4-1-(3)安全な水道水の安定供給 参照   | -   | - | -   |
| 断水時の給水体制の整備    | 市民の節水意識の高揚を図るとともに、断水時にも安全で安心な水が供給できるよう、設備の更新や整備を計画的に行います。 | 上下水道局   | 総務課        |                     |   |   |  |                                   | 断水時にも安全で安心な水を供給するため、給水車を新たに購入する。  | 給水車の購入  | 給水車を購入した。  | A   | -   |   |   |   |
| 自然生態系          | 東よか干潟の保全活動の推進   | ラムサール条約登録湿地である「東よか干潟」の保全と活用を各主体と協働で推進します。               | 環境部        |                     |   |   |  | 環境政策課                             | 3-3-(3)ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」の保全とフイズユース 参照  | -   | -  | -   | -   |   |   |   |
|                | 多様な自然環境の保全  | 集中豪雨等、予測される気候変動の影響を考慮し、自然環境の保全に取り組みます。                  | 環境部        |                     |   |   |  | 環境政策課                             | 3-3-(1)希少種等の保全 参照   | -   | -  | -   | -   |   |   |   |
|                | 河川、水路等の機能保全   | 河川等の機能保全を図るため、浚渫や伐採を実施し、水辺環境を適切に整備・管理します。               | 建設部        |                     |   |   |  | 河川砂防課                             | 3-1-(2)河川等の機能保全 参照  | -   | -  | -   | -   |   |   |   |
| 自然災害           | 浸水対策事業の推進   | 佐賀市排水対策基本計画に基づき、雨水ポンプや雨水幹線等の整備を行い、速やかに雨水を排除させる対策を行います。  | 農林水産部      |                     |   |   |  | 農村環境課                             | 迅速に対応する。  | 大雨時は既存ポンプを活用し適宜排水を行った。  | 迅速に対応する。   | B   | 迅速に対応する。  |   |   |   |
|                | 自然災害の被害想定周知   | 各種(洪水・高潮・内水・土砂災害)ハザードマップの作成及びその情報提供等のソフト対策に取り組みます。      | 建設部        |                     |   |   |  | 河川砂防課                             | 佐賀市排水対策基本計画(改訂版)に基づき、ハード対策・ソフト対策に取り組む。  | 城東川雨水幹線、平松屋外雨水幹線、尼寺雨水調整池整備など浸水対策事業を実施した。  | 計画に沿って対策事業を実施していく。   | B   | 佐賀市排水対策基本計画(改訂版)に基づき、ハード対策・ソフト対策に取り組む。  |   |   |   |
|                |   |   | 総務部        |                     |   |   |  | 危機管理防災課                           | 市報等で各種ハザードマップを活用するよう広報を行う。  | 市報等で各種ハザードマップを活用するよう広報を行った。   | 引き続き、市報等で広報を行う。  | A   | 高潮ハザードマップを改訂する。   |   |   |   |
|                | 防災意識の高揚   | 総合防災訓練の実施や出前講座の開催を通じ、市民の防災意識の高揚を図ります。                   | 建設部        | 河川砂防課               | 令和元年8月豪雨を踏まえ、内水ハザードマップを改訂する。大和地区・金立地区・久保地区の土砂災害ハザードマップを地元配布する。  | 令和2年11月に改訂した内水ハザードマップを市内平野部の全戸10万戸に配布して周知を図った。  | 多様な手段による情報提供など各種取組みを実施していく。            | B                                 | 多様な手段により、情報提供を図る。   |   |  |   |   |   |   |   |
|                |   |   | 総務部        | 危機管理防災課             | 総合防災訓練の実施や出前講座を通じ、市民の防災意識の高揚を図る。  | 総合防災訓練を11月に実施し、出前講座を31回開催した。  | 引き続き、市民のニーズに応じた講座を開催する。                | A                                 | 引き続き、市民のニーズに応じた講座を開催する。   |   |  |   |   |   |   |   |
| 産業・経済活動        | 民間事業者等との災害時応援協定の締結  | 食料、飲料水、生活必需品等の供給及びこれらの物資の輸送、燃料の補給等に関して民間事業者との協定締結に努めます。 | 総務部        | 危機管理防災課             | 物資の調達や供給について、必要に応じて流通型の支援を受けられるよう努める。   | 流通型の支援を受けられるよう防災協定の締結を3件行った。  | 引き続き、民間事業者等との防災協定の締結を検討する。             | A                                 | 引き続き、民間事業者等との防災協定の締結を検討する。  |   |  |   |   |   |   |   |
|                |   |   | 環境部        | 環境政策課               | 4-1-(1)生活に密着した環境問題の改善 参照  | -   | -                                      | -                                 |   |   |  |   |   |   |   |   |
| 健康             | 熱中症への注意喚起   | メーリングリストによる配信などの注意喚起や、ポスター、リーフレット等による熱中症予防の啓発を行います。     | 保健福祉部      | 健康づくり課              | ①所管施設での注意喚起のぼり旗の掲示(5月中旬から10月)②県からの熱中症注意情報提供でHP掲載と支所への情報提供をする。③熱中症の予防と応急処置についてHPに掲載する。   | 取組計画以外にも、コロナ禍でマスク着用による熱中症リスクについてチラシなどを準備して取り組めた。  | 引き続き取り組んでいく。                           | B                                 | ①所管施設での注意喚起のぼり旗の掲示(5月中旬から10月)②県からの熱中症注意情報提供でHP掲載等で情報提供をする。③熱中症の予防と応急処置についてHPに掲載する。    |   |  |   |   |   |   |   |
|                |   |   | 環境部        | 環境政策課               | 熱中症予防の過ごし方、防災に対する意識向上など、適応策の観点からの啓発等を行う。  | 環境省の九州地方環境事務所が主催する気候変動適応協議会・暑熱分科会に参加し、熱中症の発生要因や対策等について情報収集を行った。   | 暑熱分科会で得た情報を活用し、市民への啓発や庁内関係部署との情報共有を行う。 | B                                 | 熱中症予防の過ごし方、防災に対する意識向上など、適応策の観点からの啓発等を行う。  |   |  |   |   |   |   |   |

| 横断プロジェクト        | 担当部   | 担当課                  | 令和2年度実績          |   |   | 取り組みに対する自己評価<br>評価がA又はBの場合は理由を記入  | 令和3年度予定<br>取り組み計画<br>(Plan) |   |   |
|-----------------|---|----------------------|------------------|---|---|---|-----------------------------|---|---|
|                 |   |                      | 取り組み計画<br>(Plan) | 取り組み内容・成果及び評価<br>(Do・Check)   | 今後の見込み、改善策等<br>(Action)   |   |                             |   |   |
| ① バイオマス産業都市さの構築 | ごみ焼却から生み出す電力の活用   | 環境部                  | 循環型社会推進課         | ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続する。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。  | 令和2年度、電力供給施設は小中学校50校、公民館等の公共施設63箇所となった。また、出前授業では思齊小学校、兵庫小学校の4年生(計7クラス)を対象に実施し、環境教育の推進を図った。  | 余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、小中学校への出前授業による環境教育の推進及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。   | B                           | ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続する。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。  |   |
|                 |   | 企画調整部                | バイオマス産業推進課       | ・「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等の取り組みを継続するとともに、「さが藻類産業研究開発センター」における藻類培養や抽出などの研究・開発や、藻類が有する成分の有効性の研究に取組む。<br>・既存の事業者に対する二酸化炭素の安定供給に取り組む。<br>・新たな植物工場等の誘致や多方面でのバイオマス資源の活用について、調査・研究を行う。  | ・ウェブナーを活用した協議会会員への事業化サポートの実践や、会員同士のビジネスマッチングを実施し、実際に商品化を達成した。佐賀大学の研究開発からのシーズと協議会会員のニーズをマッチングした。<br>・事業を開始したIA全農、グリーンラボに対し、二酸化炭素の供給を実施した。<br>・二酸化炭素の農業利用を検討している事業者に対し、誘致活動を実施した。   | ・協議会活動及びバイオマスの活用に関して、新型コロナウイルスの影響により市場状況が変化する可能性があり、ニーズの変化を注視しながら事業を進める。<br>・二酸化炭素の供給に関して、供給量の変化が見込まれるため、関連部署と連携しながら安定的な供給を実施する。<br>・施設園芸事業を展開する事業者の清掃工場周辺への進出が決定した。                            | A                           | ・「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等の取り組みを継続するとともに、「さが藻類産業研究開発センター」における藻類培養や抽出などの研究・開発や、藻類が有する成分の有効性の研究に取り組む。<br>・既存の事業者に対する二酸化炭素の安定供給に取り組む。<br>・新たな植物工場等の誘致や多方面でのバイオマス資源の活用について、調査・研究を行う。           |   |
|                 |   | 上下水道局<br>下水プロジェクト推進部 | 下水エネルギー推進室       | 【衛生センター関連】<br>・衛生センターと八田ポンプ場を接続する圧送管路の整備<br>・衛生センターし尿前処理施設の設計、工事<br><br>【味の素関係】<br>・令和3年度当初の協定締結を目標に、関係者との協議を進めていく。<br>・味の素の専用管布設に対する技術支援   | 地域バイオマスを受け入れるために衛生センター及び味の素との協議を行った。<br>衛生センターと八田ポンプ場を接続する圧送管路の整備及び衛生センターし尿前処理施設の基本設計・実施設計を実施した。  | 衛生センター内にし尿等の受け入れ設備を建築する。味の素とは受け入れの協議を引き続き実施する。  | B                           | 衛生センター土木建築・機械・電気工事の実施<br>堆肥化施設製品棟の実施設設計<br>味の素との事業化に向けた協議の継続  |   |
|                 |   | 環境部                  | 循環型社会推進課         | 新型車両に対応した次世代型バイオディーゼル燃料の精製と、市営バスでの燃料使用による再生可能エネルギーの活用促進   | 令和2年7月中旬から佐賀市営バス1台に高品質バイオディーゼル燃料(HIBD)を供給し、軽油にHIBD50%で走行を実施。令和3年1月からバックカー車1台で軽油にHIBD50%で走行開始。運転に支障なし。   | 令和3年度は、市営バスに使用する軽油の消費量全体からすると割合は少ないが、HIBDを市営バス全車両に使用する見込みである。また、バックカー車への燃料提供台数の増も目指す予定。   | C                           | 予定していた精製量に達せず、少なくとも継続的な燃料の提供ができなかったため。  | 高品質バイオディーゼル燃料(HIBD)の精製量を増加させ、市営バスやバックカー車等の燃料使用による再生可能エネルギーの活用促進を図る。 |
|                 |   | 環境部                  | 循環型社会推進課         | 市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供や支援等の実施   | ・市内事業者を対象に「生ごみ処理機を活用した減量・リサイクル」をテーマとしたセミナーを開催した。18社、22名が参加。アンケートを取ったところ2社が年内導入を検討。4社が来年度以降の導入を検討と回答。<br>・市内の事業所から排出される生ごみの自己処理を促進するために、事業所用生ごみ処理機等導入費補助制度を創設した。補助件数:1件  | 今年度導入を検討していた事業者2社がメーカーと具体的な話をしたところ、初期費用や人員体制等の面で断念。一方でセミナーに参加出来なかった事業所が補助を受けて導入した。今後、来年度以降導入を検討している4社に導入を進めていく。   | B                           | 市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供に努めるとともに、事業所の生ごみ処理機導入を進めていく。  |   |
| ② 環境教育の推進       | 子どもから大人まであらゆる年齢層に応じた学習ができる仕組みづくりを行うことにより、体系的な環境教育を推進する。 | 環境部                  | 環境政策課<br>学校教育課   | ・全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認する。<br>・社会科副読本「くらしとごみ」にSDGsに関する内容を加え、小学4年生に配布する。<br>・子ども環境ポスター展を実施する。<br>・希望する学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕をする。<br>・小中学校の清掃工場見学時のバス借上料の一部を負担する。<br>・各学校の特色ある取り組みを発信する。<br>(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種研修会の開催は中止) | ・全53校を書類で審査し、取り組みの状況を確認した。<br>・社会科副読本「くらしとごみ」にSDGsに関する内容を加え、小学4年生に配布した。<br>・子ども環境ポスター展を実施し、作品を市役所、エコプラザ、市立図書館、東よか干潟ビジターセンターで展示した。(応募点:350点)<br>・ISO認定校の看板が老朽化したものの取り換えを行った。(2校)<br>・小中学校の清掃工場見学時のバス借上料の一部を負担する。(23校:バス44台、ジャンボタクシー2台)<br>・小中学校の東よか干潟見学時のバス借上料の一部を負担する。(10校:バス18台)<br>・学校の特色ある取り組みの発信した。<br>(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種研修会の開催は中止) | ・佐賀市学校版環境ISO制度について、要綱等を見直し、手続き等の事務を簡素化することで取り組みやすくした。<br>・小中学生を中心とした環境教育が推進されるよう、例年の取り組みを継続する。<br>・これまで分けて実施していた環境教育担当者研修会と指導者研修会を統合して実施する。<br>・各校の特色ある取り組みを発信する場を検討する。<br>・SDGsと関連した環境学習を推進する。 | A                           | ・全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認する。<br>・社会科副読本「くらしとごみ」にSDGsに関する内容を加え、小学4年生に配布する。<br>・子ども環境ポスター展を実施する。<br>・希望する学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕をする。<br>・小中学校の清掃工場、東よか干潟見学時のバス借上料の一部を負担する。<br>・各学校の特色ある取り組みを発信する。 |   |
|                 |   | 環境部                  | 環境政策課            | ・環境分野に関するオンライン講義を開催する。<br>・体験講座を開催する。<br>・現地見学会を開催する。<br>・さが環境フェスティバルに出展する。<br>・最終報告会を開催する。<br>(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部内容を変更して実施)   | (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一般の参加者を募集せずに実施)<br>・環境分野に関するオンライン講義をホームページで配信した。(3講義)<br>・現地見学会として佐賀市清掃工場を視察した。(8月24日、受講者33名参加)<br>・体験講座として、地域の人と「ごみくい」活動に参加した。<br>(11月8日、受講者33名、地域住民等全体で約150名参加)を開催する。<br>・WEBさが環境フェスティバルで各ワークショップの活動を動画で紹介した。<br>・研究成果発表会をオンラインで開催した。(1月24日、参加者50名)   | ・講義、体験講座、現地見学会、ワークショップは、継続して実施する。   | A                           | ・環境分野に関する講義を開催する。(対面、オンライン)<br>・体験講座を開催する。<br>・現地見学会を開催する。<br>・最終報告会を開催する。<br>(新型コロナウイルス感染症の影響により内容変更の場合がある)  |   |
|                 |   | 環境部                  | 環境政策課            | ・自然観察会「さがの生き物さがし2020」を開催する。<br>・トンボ写真コンクールを開催し、入賞作品でカレンダーを製作する。<br>・ミヤマアカネの保全活動を実施する。<br>・小学校事前学習、草刈り、草搬出、観察会<br>・白石原湿原の維持管理を行う。<br>(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部内容を変更して実施)  | ・自然観察会「さがの生き物さがし2020」を開催した。<br>11/14(18人)<br>※新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止(6/7、7/18)<br>・トンボ写真コンクールを実施し、エコプラザ、佐賀市役所市民ホール及び市立図書館で入賞作品を展示した<br>応募総数:929点(県内220点、県外709点)<br>・写真コンクール入賞作品を掲載したカレンダーを製作した。(1,000部)<br>・県準絶滅危惧種のトンボ「ミヤマアカネ」を保全するため、地元小中学生と共に生息地を整備した。これに合わせて、事前学習や観察会を行った。<br>・白石原湿原の維持管理を行った。<br>・小冊子「さがしのとんぼ」を配布した。                   | ・トンボに限らず、本市の自然や生き物を広く扱った観察会を企画する。<br>・今後も引き続きトンボなどの生き物を通して、市民が自然に親しめる事業を実施する。   | A                           | ・自然観察会「さがの生き物さがし2021」を開催する。<br>・トンボ写真コンクールを開催し、入賞作品でカレンダーを製作する。<br>・ミヤマアカネの保全活動を実施する。<br>・小学校事前学習、草刈り、草搬出、観察会<br>・白石原湿原の維持管理を行う。<br>(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部内容を変更して実施)                              |   |

| 横断プロジェクト                       |       | 担当部                        | 担当課   | 令和2年度実績   |  |                     | 取り組みに対する自己評価                     | 令和3年度予定  |  |
|--------------------------------|-------|----------------------------|---|---|--|---------------------|----------------------------------|--|--|
|                                |       |                            |   | 取り組み計画(Plan)  | 取り組み内容・成果及び評価(Do・Check)  | 今後の見込み、改善策等(Action) | A～D                              | 取り組み計画(Plan)   |  |
| 4. 環境学習拠点施設(エコプラザ)における環境学習     | 環境部   | 循環型社会推進課                   | ・3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらうための施設見学の実施。<br>・施設見学の機会が少ない中高大学生への環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的とした職場体験学習の受け入れ。  | ・市内外の小学生を始め、大学、地域団体、企業・行政視察等の団体による施設見学を受け入れるとともに、個人での見学対応も行った。 見学者数:5,637名(団体:4,911名、個人:726名)<br>・大学生の職場体験学習として、エコプラザでの環境啓発講座やイベントの対応体験を受け入れた。 受入人数:4名  | ・今後も、社会科見学の小学生を始め、各種団体の施設見学を受け入れるとともに、個人での見学対応も行い、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらう。<br>・今後も、職場体験学習を受け入れることで、施設見学の機会が少ない中高大学生への環境教育の契機とし、体験を通じた意識高揚を図る。   | B                   |                                  | ・3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらうための施設見学の実施。<br>・施設見学の機会が少ない中高大学生への環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的とした職場体験学習の受け入れ。   |  |
|                                | 環境部   | 環境政策課<br>循環型社会推進課<br>環境保全課 | 環境学習の拠点施設であるエコプラザの利活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマスなど、様々な環境問題をテーマとしたイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。   | 環境教育用のパネル展示や、「低炭素型社会」、「循環型社会」、「自然共生型社会」、「生活環境」などに関する環境啓発イベントを実施した。<br>・花王国際ども環境絵画展示110名<br>・環境クイズラリー110名<br>・その他、環境をテーマとした他団体主催のアートの展示や、動画の配信等を行った。   | 今後も、各種団体のイベントを誘致し実施することで、これまで環境問題にあまり関心なかった層にも環境問題に触れる機会を作り、エコプラザの利活用促進と環境教育の推進を図る。  | A                   |                                  | 環境学習の拠点施設であるエコプラザの利活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマスなど、様々な環境問題をテーマとしたイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。  |  |
|                                | 環境部   | 循環型社会推進課                   | エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等の実施。  | エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催した。<br>・3Rに関する講座:95回542名<br>・エコマーケット、おもちゃ病院、防災イベント等:12回1,863名<br>・リペア・レンタル等:72回123名  | 今後も、エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催し、参加者の意識高揚を図る。  | B                   |                                  | エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等の実施。   |  |
|                                | 企画調整部 | バイオマス産業推進課                 | ・市民、団体、企業等の視察を数多く受け入れ、佐賀市の取組みを紹介することで「バイオマス産業都市さき」の認知度向上を図る。<br>・進出企業の施設も活用した環境教育を実施する。   | ・市民、団体、企業等に対し視察を61件(654人)、出前講座を2件(50人)実施した。   | ・新型コロナウイルスの影響により視察を中心とした発信業務が難しくなっているが、状況を踏まえながら可能なことから実施する。   | A                   |                                  | ・市民、団体、企業等の視察を数多く受け入れ、佐賀市の取組みを紹介することで「バイオマス産業都市さき」の認知度向上を図る。<br>・進出企業の施設も活用した環境教育を実施する。  |  |
| 5. 佐賀市環境保健推進協議会の取り組み           | 環境部   | 環境政策課                      | ・市内各校区自治会を実践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。<br>～以下、令和元年度の具体的な取り組み～<br>・先進地視察研修(未定)<br>・佐賀市環境保健推進大会(2月上旬)<br>・環境保全、ごみ対策、健康推進の部会活動(各2回)<br>・各実践本部及び支部における活動(年間)   | ・生活環境の保全及び浄化、健康で住みよいまちづくりに寄与することを目的として、佐賀市環境保健推進協議会及び各校区実践本部、各支部の活動に対して補助金を交付することにより、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実施した。<br>・先進地視察研修はコロナのため中止。<br>・佐賀市環境保健推進大会はコロナのため中止し、環境保全や健康づくりへの功労者の表彰、環境講演会を実施予定。<br>・各支部において、活動の企画及び実施。<br>・各実践本部及び支部において、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実施。  | 環境保全、健康保健に関する事業は、地域での住民活動を促す意味からも続けることが不可欠であるため、今後も継続予定。<br>・視察研修の実施。<br>・佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者の表彰、環境講演会を実施予定。<br>・各支部において、活動の企画及び実施。<br>・各実践本部及び支部において、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実施。 | C                   | 新型コロナウイルス感染症防止のため、中止にした事業があったため。 | 市内各校区自治会を実践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。<br>～以下、令和3年度の具体的な取り組み～<br>・先進地視察研修(未定)<br>・佐賀市環境保健推進大会(2月上旬)<br>・環境保全、ごみ対策、健康推進の部会活動(各2回)<br>・各実践本部及び支部における活動(年間)                   |  |
| 6. ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」を活用した環境教育 | 環境部   | 環境政策課                      | ◆東よか干潟ラムサールクラブ活動の運営<br>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度の活動を中止。ただし、東よか干潟ビジターセンターにおいて子ども達の環境学習の機会を提供する。<br>◆小中学校による東よか干潟での学習に対する支援<br>・バス借上げ料の一部を市が負担<br>・事前学習のためのパンフレット等の配布<br>・現地ガイドを手配し案内・説明を行うことによる効果的な学習を支援<br>◆東よか干潟ボランティアガイドの運営<br>◎ガイド数:25名<br>・ビジターセンターの利活用と併せ、施設内外でのガイドダンスを行う。<br>・専門知識の取得のため、佐賀大学や専門家による講座を実施し、ガイド時のスキル向上を図る。<br>◆高校との連携<br>・これまで小中学校・佐賀大学とは環境保全や学習の面において連携が図られているが、その隙間である高校世代との連携を図ることにより、子どもから大人までの学習体系が形作られる。具体的な連携については高校の生物部等による干潟の生き物調査、その調査結果の発表の場の提供(ビジターセンター)等が考えられ、ビジターセンターの積極的な利用を促す。 | ◆東よか干潟ラムサールクラブ活動の運営<br>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため募集による活動は中止。ただし、ひがさすにおいてワークショップや講座等の開催により環境学習の機会を提供した。<br>◆小中学校による東よか干潟での学習に対する支援<br>・東よか干潟での現地学習でのバス借上げに対し一部を市が負担。<br>◆東よか干潟ボランティアガイドの運営<br>・ガイド登録者数:24名<br>・ひがさすと併せ、東よか干潟の案内、説明を行い、環境学習の支援を行った。<br>◆高校との連携<br>・佐賀西高サイエンス部の干潟生物調査の支援を行い、高校生との環境学習の連携を受け入れ、支援を行い、高校との環境教育連携を促進した。<br>・致遠館中学、高校の現地研修の受け入れ、支援を行い、高校との環境教育連携を促進した。 | 東よか干潟ビジターセンターを中心として、小中学生向けの環境教育プログラムの構築や環境学習利用を推進し、ラムサール条約や環境保全の取り組みを促進する。また、高校や大学の研究及び学習の支援を行い、幅広い環境学習の連携を行っていく。  | A                   |                                  | ・東よか干潟ラムサールクラブは募集を行わず、ワークショップやイベントに誘参加したい方の方を登録し、各種催事への参加を促し普及啓発を図る。<br>・市内小中学生の東よか干潟での学習に対し、バス借上げ料の一部を負担する。<br>・東よか干潟ボランティアガイドは23名で一般利用者はもとより、野外学習に来た学生への案内・説明を行い、学習の支援をする。<br>・高校、大学への研究、学習の支援を行い、連携を推進していく。 |  |
| 7. その他の環境教育                    | 環境部   | 循環型社会推進課                   | 日常生活で気軽にできるごみ減量について実践してもらうことで、ごみ問題を身近なものとしてとらえてもらうための「高校生エコチャレンジ」の実施。   | ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組む「高校生エコチャレンジ」を実施した。<br>参加校:私立高校4校(582人)   | 若い世代に向けての啓発する機会であり、ごみ問題を身近なものとして考えてもらうきっかけになるので今後も実施を継続する。   | B                   |                                  | 若い世代に向けての啓発及びごみ問題を身近なものとして考えてもらうきっかけづくりとして「高校生エコチャレンジ」を実施する。   |  |
|                                | 環境部   | 循環型社会推進課                   | 地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座の実施。   | ・地域や事業所等において、ごみの分別や食品ロス、外国人のためのごみ出し講座、海洋プラスチック問題、電力の地産地消など、市の取り組みを紹介する出前講座や小学校への出前授業を実施した。 開催回数:16回269人<br>・生ごみの堆肥化や古紙の分別による減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施した。 講座開催回数:55回、サポート実施件数:318件   | 今後も、地域や事業所等を対象とした出前講座を実施することで、様々な場所での環境教育の場の提供に努める。  | B                   |                                  | 地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座の実施。  |  |
|                                | 環境部   | 循環型社会推進課                   | 今後の環境教育のあり方や進め方等について協議する。   | エコプラザ定例会において、環境教育の具体的な方法等について協議しながら各種環境教育事業を実施した。 定例会開催回数:12回   | 今後も、環境教育のあり方や進め方等について協議していく。   | B                   |                                  | 今後の環境教育のあり方や進め方等について協議する。  |  |
|                                | 全庁    | 各課                         | 保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育の実施。特に、環境教育を受ける機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努める。   | 上記の取り組みのほか、緑化教室や自然体験、農業体験、植樹イベントなど、環境や自然に関連する事業を行う各部署において環境教育を実施。   | 引き続き、市民が自然に親しみ、環境配慮の意識が高まるような環境学習の機会を提供する。   | -                   |                                  | 保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育の実施。特に、環境教育を受ける機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努める。  |  |

## 環境基本計画に掲げる成果指標の達成状況

| 基本目標          | 成果指標                            | H25年度<br>(2013年<br>度)<br>基準値 | H30年度<br>(2018年度)<br>実績値 | R1年度<br>(2019年度)<br>実績値 | R2年度<br>(2020年度)<br>目標 | R2年度<br>(2020年度)<br>実績値 | R6年度<br>(2024年度)<br>目標 |
|---------------|---------------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|
| 地球温暖化を防止するまち  | ① 省エネ等の環境問題を意識し、取り組んでいる市民の割合    | 78.8%                        | 73.8%                    | 73.4%                   | 77.5%                  | 70.2%                   | 85.0%                  |
|               | ② 温室効果ガス排出量削減率(2013年度比)         | 0%                           | 11.0%                    | 12.7%                   | 13.3%                  | 35.4%                   | 17.9%                  |
| 資源を活かす循環のまち   | ③ 1人1日当たりごみ排出量                  | 1,048g                       | 1,009g                   | 1,018g                  | 999g                   | 992                     | 964g                   |
|               | ④ リサイクル率                        | 17.4%                        | 18.2%                    | 18.3%                   | 19.6%                  | 18.6%                   | 20.5%                  |
| 水とみどりがあふれるまち  | ⑤ まちなかのみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合 | -                            | 57.2%                    | 56.3%                   | 58.2%                  | 56.7%                   | 60.2%                  |
|               | ⑥ 市民一人当たりの都市公園面積                | 7.2㎡                         | 7.8㎡                     | 7.85㎡                   | 7.9㎡                   | 7.89㎡                   | 8.3㎡                   |
|               | ⑦ 景観賞表彰件数                       | 68件                          | 88件                      | 92件                     | 96件                    | 96件                     | 112件                   |
|               | ⑧ 屋外広告物許可割合                     | 26.9%                        | 77.0%                    | 84.0%                   | 84.8%                  | 84.7%                   | 100%                   |
| 安全で快適な生活環境のまち | ⑨ 公害苦情(騒音・振動・悪臭等)件数             | 208件                         | 137件                     | 172件                    | 135件                   | 188件                    | 130件                   |
|               | ⑩ 生活環境苦情件数                      | -                            | 369件                     | 646件                    | 338件                   | 465件                    | 300件                   |
|               | ⑪ 鉛給水管更新率                       | 45.0%                        | 86.3%                    | 89.3%                   | 96.3%                  | 91.5%                   | 100%                   |
|               | ⑫ 下水道接続率                        | 87.3%                        | 91.0%                    | 91.3%                   | 92.6%                  | 91.9%                   | 93.4%                  |

※網掛けは目標未達成のもの。